

第13回 定時株主総会



開催
日時

2023年6月15日（木曜日）
午前10時（受付開始 午前9時）

開催
場所

東京都文京区後楽一丁目3番61号
東京ドームシティホール

株主総会にご出席いただけない場合

書面またはインターネットにより議決権を行使
くださいますようお願い申し上げます。

書面または
インターネット
による

議決権行使期限
2023年6月14日（水曜日）
午後5時30分まで

お土産の配布はございません。

■ 決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<株主提案>

- 第7号議案 定款一部変更（株式会社日本経済新聞社との共同事業運営契約の開示）の件
- 第8号議案 定款一部変更（資本コスト等の開示）の件
- 第9号議案 定款一部変更（人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容の開示）の件
- 第10号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件
- 第11号議案 剰余金の処分の件

株式会社 テレビ東京ホールディングス

証券コード：9413

株 主 各 位

証券コード 9413
2023年 5月 30日
(電子提供措置の開始日 2023年 5月 25日)
東京都港区六本木三丁目 2 番 1 号
株式会社 テレビ東京ホールディングス
代表取締役社長 石 川 一 郎

第13回定時株主総会 招集通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

当社第13回定時株主総会を下記により開催いたしますのでご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイトに「第13回定時株主総会招集通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.txhd.co.jp/ir/stock/meeting/>



電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）ウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスし、当社名又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類／P R情報」の順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネットにより議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2023年 6月 15日（木曜日）午前10時（受付開始午前 9時）

2. 場 所 東京都文京区後楽一丁目 3 番 61号
東京ドームシティホール（末尾の案内図をご覧ください。）

3. 目的事項

報告事項

- 第13期（2022年 4月 1 日から2023年 3月 31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
- 第13期（2022年 4月 1 日から2023年 3月 31日まで）計算書類報告の件

決議事項

<会社提案>

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役12名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役賞与支給の件
- 第5号議案 取締役報酬額改定の件
- 第6号議案 取締役(社外取締役を除く。)に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

<株主提案>

- 第7号議案 定款一部変更(株式会社日本経済新聞社との共同事業運営契約の開示)の件
- 第8号議案 定款一部変更(資本コスト等の開示)の件
- 第9号議案 定款一部変更(人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容の開示)の件
- 第10号議案 定款一部変更(取締役報酬の個別開示)の件
- 第11号議案 剰余金の処分の件

各議案の内容は後記の「株主総会参考書類」に記載のとおりですが、取締役会は株主提案(第7号議案から第11号議案まで)には反対しております。

4. 議決権行使についてのご案内

- (1) 議決権行使書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使を有効なものとしたします。
- (2) インターネットにより議決権を複数回行使された場合は、最後に行われた議決権行使を有効なものとしたします。
- (3) 電子提供措置事項のうち、「業務の適正を確保するための体制及びその運用状況」、「連結注記表」及び「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面には記載しておりません。従って、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面は、監査報告を作成するに際し、監査役及び会計監査人が監査をした対象書類の一部であります。

以上

当日ご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主様ではない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方はご出席いただけません。

(お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます)

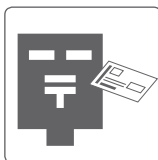
- ・お土産のご用意はございません。
- ・新型コロナウイルス感染症の流行状況やご自身の体調等をご考慮いただき、当日の出席についてご検討いただきますようお願い申し上げます。
- ・咳、発熱など体調不良と見受けられる株主様にはスタッフからお声がけさせていただくことがあります。ご退出をお願いすることもございますのであらかじめご了承ください。
- ・急な会場変更などの本総会に関するご連絡は当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

株主総会の議決権は株主の皆様の大切な権利でございます。

「株主総会参考書類」をご検討のうえ、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。書面またはインターネットによる議決権行使にご協力ください。

事前に議決権を行使いただく場合



郵送によるご行使（議決権行使書用紙）

詳細は次ページをご覧ください。

行使期限 2023年6月14日（水曜日）午後5時30分必着

行使期限までに到着するよう、余裕をもってご返送ください。



インターネットによるご行使

詳細は、ページをご覧ください。

行使期限 2023年6月14日（水曜日）午後5時30分まで

スマートフォンからの議決権行使は「スマート行使」をご利用ください。

- 業績報告VTRを当社ウェブサイトにて事前公開しております。

議決権を事前行使していただく際の参考にご覧ください。

<https://www.txhd.co.jp/ir/stock/meeting/>



- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに掲載させていただきます。

- 機関投資家の皆様へ

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、議決権行使にあたり当該プラットフォームをご利用いただくことができます。



書面による議決権行使のご案内

議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、ご返送ください。なお、各議案につき賛否のご表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示があったものとして取り扱います。

議決権行使期限 **2023年6月14日 (水曜日)**
午後5時30分必着

議決権行使書用紙イメージ

議決権行使書

株主番号 _____ 議決権行使回数 _____ 席 _____

株式会社テレビ東京ホールディングス 御中
 ちは、2023年6月15日開催の貴社第13回定時株主総会（議決会または総会を含む）における各議案につき、右記（賛否を○印で表示）のとおり議決権行使します。
 2023年 月 日

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○

（注）各議案につき賛否の表示がない場合は、会社提案については賛成、株主提案については反対の意思表示と取り扱われます。

（ご注意）株主提案につきましては、当社取締役会は反対しております。株主提案の賛否表示欄については、当社取締役会の意見にご賛同いただける場合は「○」を、株主提案にご賛成のときは「賛」を○印で表示ください。

お 願 い

- 株主総会にご出席されない場合は、この議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2023年6月14日午後5時30分までに到着するように返送ください。
- 第2号議案の賛否をご表示の際、一部の候補者につき異なる意思を表示される場合は、株主総会参考書類に記載の当該候補者の番りをご記入ください。
- 賛否のご表示は、黒色のボールペンにより、はっきりと○印をご記入ください。
- 議決権をインターネットで行われる場合、下のQRコードをスマートフォンにアクセスし2023年6月14日午後5時30分までにご行使ください。この場合、議決権行使書を返送される必要はありません。

スマートフォン用議決権行使ウェブアプリログインQRコード

株式会社テレビ東京ホールディングス

第7号議案から第11号議案は株主様からのご提案です。取締役会としてはこれらの議案いずれにも反対しております。詳細は23頁以降をご参照ください。

こちらに、各議案の賛否をご記入ください。

- ▶ 賛成の場合：「賛」の欄に○印
- ▶ 反対の場合：「否」の欄に○印

会社提案・取締役会の意見にご賛同いただける場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○

議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○

会社提案・取締役会の意見に反対される場合

議案	第1号議案	第2号議案	第3号議案	第4号議案	第5号議案	第6号議案
会社提案	○	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○	○

議案	第7号議案	第8号議案	第9号議案	第10号議案	第11号議案
株主提案	○	○	○	○	○
株主提案	○	○	○	○	○



インターネットによる議決権行使のご案内

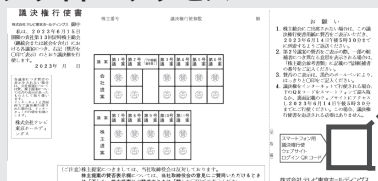
「スマート行使」によるご行使

議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取りいただくことにより、「議決権行使コード」及び「パスワード」が入力不要でアクセスできます。

議決権行使期限

2023年6月14日（水曜日）午後5時30分まで

1. QRコードからスマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセス



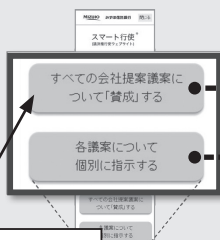
議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

※QRコードは㈱デンソーウェブの登録商標です。

2. 議決権行使方法を選ぶ

表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

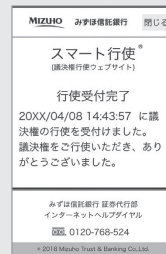
すべての会社提案議案に「賛成」、株主提案議案に「反対」する場合はこちら



3. 各議案について個別に指示する場合、画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください



4. 確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。



インターネットによる議決権行使のご案内

議決権行使コード・パスワード入力によるご行使

インターネットによる議決権行使は、当社の指定する右記の議決権行使ウェブサイトをご利用いただくことによるのみ可能です。

議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

議決権行使期限

2023年6月14日（水曜日）午後5時30分まで

1. 議決権行使ウェブサイトへアクセスする

*** 議決権行使ウェブサイト ***

- サイトのご利用にあたってはご注意をお読みください。ご了承くださいる場合は、【次へすすむ】ボタンよりご利用ください。
- 画面を閉じる場合は、Webブラウザを閉じてください。

次へすすむ

【重要】通知電子配信メニュー

- 届出ご通知電子配信のお申し込みは必ずご完了
- メールアドレス変更は必ずご完了
- ご登録メールアドレスの変更または中止はご完了

「次へすすむ」をクリック

2. ログインする

*** ログイン ***

- 議決権行使コードを入力し、【次へ】ボタンをクリックしてください。
- 議決権行使コードは議決権行使書用紙に記載しており、電子メールにより届集ご通知受領済みの場合、当該電子メール末段に記載しております。

議決権行使コード:

次へ **閉じる**

お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「次へ」をクリック

3. パスワードの入力

*** パスワード認証 ***

議決権行使書記載のパスワードではなく、ご自身で変更されたパスワードを入力し、【ログイン】ボタンをクリックしてください。

パスワード: ソフトウェアキーボード

ログイン

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」を入力し、「ログイン」をクリック

以降は画面の案内に従って
賛否をご入力ください。

議決権行使サイトに関するお問い合わせ

みずほ信託銀行株式会社 証券代行部  0120-768-524 受付時間 年末年始を除く9:00~21:00

株主総会参考書類

議案及び参考事項

<会社提案（第1号議案から第6号議案まで）>

会社提案

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を重要な経営課題のひとつとして位置付けております。認定放送持株会社体制の下、高い公共性を認識しながら、グループの成長と企業価値の増大、長期的な経営基盤の充実に向けた内部留保とのバランスを考慮し、安定的な配当の継続を重視しつつ、業績に応じた利益還元にも努めることを配当の基本方針としております。具体的には、1株当たり20円を下限とした安定配当に加えて、業績に連動した配当として、2022年度においては連結ベースで配当性向30%を目標にしております。

以上の基本方針に基づき、当期の期末配当につきましては、親会社株主に帰属する当期純利益が過去最高となったことを踏まえ、様々なステークホルダーと成長の果実をわかちあう観点から、期首の予想から普通配当を10円増額するとともに、2024年に㈱テレビ東京が開局60周年を迎えることから記念配当10円を加え、次のとおりといたしたいと存じます。

1 配当財産の種類

金 銭

2 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき 金65円（記念配当10円を含む）
配当総額 金1,773,637,450円

※これにより、中間配当金を含めた当期の年間配当は1株につき金80円となります。

3 剰余金の配当が効力を生じる日

2023年6月16日（金曜日）

会社提案

第2号議案 取締役12名選任の件

現任取締役全員（12名）は本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役12名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ人事諮問委員会の諮問を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名	現在の地位	在任期間	取締役会 出席回数	諮問委員会
1 再任	<small>いしかわ いちろう</small> 石川 一郎	代表取締役社長	7年	13/13回	人事 報酬
2 再任	<small>にいのみ すぐる</small> 新 実 傑	専務取締役	4年	13/13回	
3 再任	<small>かわさき ゆきお</small> 川崎 由紀夫	専務取締役	3年	13/13回	
4 新任	<small>ささき のぶゆき</small> 佐々木 宣幸	専務執行役員	—	—	
5 再任	<small>よしつぐ ひろし</small> 吉次 弘志	常務取締役	1年	13/13回	
6 新任	<small>ながた たかし</small> 長田 隆	常務執行役員	—	—	
7 新任	<small>こざわ たけし</small> 小沢 武史	常務執行役員	—	—	
8 再任 社外 独立役員	<small>いわさ ひろみち</small> 岩沙 弘道	取締役 (社外取締役)	8年	13/13回	報酬
9 再任 社外	<small>おかだ なおとし</small> 岡田 直敏	取締役 (社外取締役)	4年	12/13回	
10 再任 社外 独立役員	<small>さわべ はじめ</small> 澤部 肇	取締役 (社外取締役)	2年	13/13回	人事
11 再任 社外 独立役員	<small>おく まさゆき</small> 奥 正之	取締役 (社外取締役)	2年	13/13回	報酬
12 新任 社外 独立役員	<small>ささき</small> 佐々木かをり	—	—	—	

候補者番号

1

いしかわ
石川いちろう
一郎

(1957年9月8日生)

再任

■所有する当社の株式数

14,589株

■略歴、地位、担当

1980年4月 (株)日本経済新聞社 入社
 2011年3月 同社 執行役員 総務局長
 2012年3月 同社 常務取締役
 2015年3月 同社 専務取締役
 2016年6月 当社 専務取締役
 2016年6月 (株)BSジャパン (現:(株)BSテレビ東京)
 代表取締役社長
 2016年6月 (株)テレビ東京 取締役
 2017年6月 当社 専務取締役 4K事業担当

2018年6月 (株)テレビ東京 専務取締役
 2019年6月 当社 専務取締役 総務人事、業務改革、
 経営企画統括
 2020年6月 当社 代表取締役社長[現]
 2020年6月 (株)テレビ東京 代表取締役社長[現]
 2021年3月 (株)日本経済新聞社 取締役[現]

(重要な兼職の状況)

(株)テレビ東京 代表取締役社長
 (株)日本経済新聞社 取締役

■取締役候補者とする理由

石川一郎氏は上記の経歴を有し、グループ全体の経営の指揮を執り社業の発展に努めてまいりました。また、(株)日本経済新聞社の取締役を兼任することにより同社と当社グループの協調的な発展に尽力しております。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会は同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

にのみ
新実すぐる
傑

(1959年9月13日生)

再任

■所有する当社の株式数

7,846株

■略歴、地位、担当

1983年4月 (株)日本経済新聞社 入社
 2012年3月 (株)日経BP 取締役
 2014年3月 (株)日本経済新聞社 執行役員 東京本社編集局総務
 2016年3月 (株)日経BP 代表取締役社長
 2016年3月 (株)日本経済新聞社 取締役
 2019年3月 当社 参与 兼 CIO (最高情報責任者)
 2019年3月 (株)テレビ東京 執行役員
 2019年6月 当社 専務取締役 CIO、技術、報道、メディア戦略統括
 2019年6月 (株)テレビ東京 専務取締役[現]

2020年6月 当社 専務取締役 CIO、技術、報道、メディア戦略、業務改革統括、コンテンツ統括会議副議長
 2022年6月 当社 専務取締役 CIO、技術、メディア戦略、業務改革統括[現]
 2022年6月 (株)BSテレビ東京 代表取締役社長[現]

(重要な兼職の状況)

(株)テレビ東京 専務取締役
 (株)BSテレビ東京 代表取締役社長

■取締役候補者とする理由

新実傑氏は上記の経歴を有し、デジタルメディア、技術、報道、メディア戦略の各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会は同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

3

かわさき ゆきお

川崎由紀夫 (1963年9月20日生)

再任

■所有する当社の株式数

8,333株

■略歴、地位、担当

1987年 4月	(株)テレビ東京 入社	2020年 6月	(株)テレビ東京 取締役
2011年 6月	同社 アニメ局長	2021年 4月	当社 取締役 アニメ・ビジネス統括
2017年 6月	同社 執行役員 アニメ局長	2021年 6月	当社 常務取締役 アニメ・ビジネス統括
2017年10月	当社 参与 コンテンツ戦略室	2021年 6月	(株)テレビ東京 常務取締役
2018年 6月	(株)テレビ東京 上席執行役員 アニメ局担当、 ライツビジネス本部長	2022年 6月	当社 専務取締役 アニメ・ビジネス、イベン ト戦略統括[現]
2019年 6月	同社 上席執行役員 アニメ・ライツ本部長	2022年 6月	(株)イー・ティー・エックス 代表取締役社長[現]
2020年 6月	当社 取締役 アニメ・ライツ統括		

(重要な兼職の状況)

(株)イー・ティー・エックス 代表取締役社長

■取締役候補者とする理由

川崎由紀夫氏は上記の経歴を有し、アニメ、コンテンツビジネスなどの各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会では同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

4

ささきのぶゆき

佐々木宣幸 (1962年7月20日生)

新任

■所有する当社の株式数

8,428株

■略歴、地位、担当

1986年 4月	(株)テレビ東京 入社	2019年 6月	(株)テレビ東京 取締役 営業局担当
2009年 4月	同社 営業局業務推進部長 兼 B S 業務推進 本部 B S 営業推進部長	2020年 6月	(株)テレビ東京コミュニケーションズ 専務取締 役
2011年 6月	同社 営業局次長 兼 営業部長	2021年 6月	当社 専務執行役員[現]
2012年 6月	同社 営業局長	2021年 6月	(株)テレビ東京コミュニケーションズ 代表取締 役社長[現]
2016年 6月	当社 参与		
2016年 6月	(株)テレビ東京 執行役員 ビジネス開発担当、 営業局担当補佐		
2017年 6月	同社 上席執行役員 ビジネス開発担当、営業 局担当補佐		
2017年10月	当社 参与 コンテンツ戦略室長		

(重要な兼職の状況)

(株)テレビ東京コミュニケーションズ 代表取締役社長

■取締役候補者とする理由

佐々木宣幸氏は上記の経歴を有し、営業、コンテンツ戦略、デジタルビジネスなどの各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会では同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

5

よしつぐ
吉次ひろし
弘志

(1963年4月25日生)

再任

■所有する当社の株式数

6,013株

■略歴、地位、担当

1987年4月 (株)日本経済新聞社 入社
 2014年3月 同社 東京本社編集局次長 兼 証券部長 兼 政策・市場報道センター副センター長
 2015年4月 (株)テレビ東京 編成局次長
 2015年6月 同社 編成局専任局長 兼 編成管理部長
 2016年4月 同社 報道局長
 2018年6月 当社 参与 経営企画局長
 2018年6月 (株)テレビ東京 執行役員 経営企画局長
 2019年6月 当社 参与 経営企画局長 兼 コンテンツ統括局長補佐

2019年6月 (株)テレビ東京 上席執行役員 経営企画局長
 2020年6月 同社 取締役
 2021年6月 当社 常務執行役員 経理統括補佐、ネットワーク担当
 2021年6月 (株)テレビ東京 常務取締役[現]
 2022年6月 当社 常務取締役 経理、ネットワーク戦略、報道統括[現]

(重要な兼職の状況)

(株)テレビ東京 常務取締役

■取締役候補者とする理由

吉次弘志氏は上記の経歴を有し、番組編成、報道、経営企画、コンテンツ戦略、ネットワーク、経理などの各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会は同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

6

ながた
長田たかし
隆

(1964年1月7日生)

新任

■所有する当社の株式数

7,031株

■略歴、地位、担当

1987年4月 (株)テレビ東京 入社
 2012年6月 同社 編成局次長 兼 編成部長
 2014年6月 同社 編成局専任局長 兼 編成部長
 2015年6月 同社 編成局長
 2017年6月 同社 執行役員 編成局長
 2017年10月 当社 参与 コンテンツ戦略室
 2018年6月 (株)テレビ東京 上席執行役員 編成局長
 2019年6月 当社 参与 コンテンツ統括局長補佐
 2019年6月 (株)テレビ東京 上席執行役員 営業局長
 2020年6月 当社 取締役 営業、スポーツ統括

2020年6月 (株)テレビ東京 取締役
 2021年6月 当社 常務執行役員 営業統括補佐、スポーツ担当
 2021年6月 (株)テレビ東京 常務取締役[現]
 2023年4月 当社 常務執行役員 コンテンツ(コンテンツ戦略、制作、配信、マーケティング)統括、グループコンテンツ統括会議議長[現]

(重要な兼職の状況)

(株)テレビ東京 常務取締役

■取締役候補者とする理由

長田隆氏は上記の経歴を有し、番組編成、コンテンツビジネス、営業、スポーツなどの各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会は同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

7

こざわ たけし
小沢 武史

(1964年7月3日生)

新任

■所有する当社の株式数

3,925株

■略歴、地位、担当

1987年 4月	(株)日本経済新聞社 入社	2021年 6月	当社 常務執行役員 経営企画局長 兼 秘書室統括
2014年 4月	同社 総務局次長	2021年 6月	(株)テレビ東京 常務取締役[現]
2015年 4月	(株)BSジャパン(現:(株)BSテレビ東京) 制作室長	2022年 4月	当社 常務執行役員 経営企画統括補佐 兼 秘書室統括[現]
2016年 7月	同社 制作局長		
2019年 6月	同社 取締役 制作担当		
2020年 6月	当社 参与 経営企画局長 兼 コンテンツ統括局長補佐	(重要な兼職の状況)	
2020年 6月	(株)テレビ東京 上席執行役員	(株)テレビ東京 常務取締役	

■取締役候補者とする理由

小沢武史氏は上記の経歴を有し、報道、制作、コンテンツ戦略、経営企画などの各部門において顕著な実績を残してまいりました。同氏の豊富な業務経験と専門知識は、当社グループの企業価値の向上に寄与するものであると判断いたしましたので、取締役会には同氏を取締役候補者といたしました。

候補者番号

8

いわさ ひろみち
岩沙 弘道

(1942年5月27日生)

再任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数

0株

■略歴、地位、担当

1967年 4月	三井不動産(株) 入社	2011年 6月	同社 代表取締役会長、会長執行役員
1995年 6月	同社 取締役	2015年 6月	当社 社外取締役(独立役員)[現]
1996年 4月	同社 常務取締役	2019年 4月	三井不動産(株) 代表取締役会長
1997年 6月	同社 代表取締役専務取締役	2023年 4月	三井不動産(株) 取締役[現]
1998年 6月	同社 代表取締役社長		
2001年 4月	同社 代表取締役社長、社長執行役員	(重要な兼職の状況)	
		三井不動産(株) 取締役	

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

岩沙弘道氏は上記のとおり長きにわたって企業経営に携わり、会社経営に関する豊富な経験と高い識見に基づいて、当社の経営全般に対する監督機能を果たしていただいております。また、報酬諮問委員会及び経営懇談会において有益な意見を積極的に述べていただきました。今後もその豊富な経験、知見等を当社の経営に活かしていただくため、取締役会には同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもっておよそ8年となります。

候補者番号

9

お か だ
岡田な お と し
直敏

(1953年4月15日生)

再任

社外

■所有する当社の株式数

0株

■略歴、地位、担当

1976年4月 ㈱日本経済新聞社 入社
 2007年3月 同社 執行役員
 2009年3月 同社 取締役
 2010年3月 同社 常務取締役
 2012年3月 同社 専務取締役

2014年3月 同社 取締役副社長
 2015年3月 同社 代表取締役社長
 2019年6月 当社 社外取締役[現]
 2021年3月 ㈱日本経済新聞社 代表取締役会長[現]

(重要な兼職の状況)

(株)日本経済新聞社 代表取締役会長

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

岡田直敏氏は上記のとおり長きにわたって企業経営に携わり、報道メディアの専門家としての豊富な経歴、知見等を活かして、当社の経営全般に対する監督機能を果たしていただいております。また、㈱日本経済新聞社の代表取締役会長と兼任することにより同社と当社グループの協調的な発展に尽力しております。今後もその豊富な経験、知見等を当社の経営に活かしていただくため、取締役会は同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもっておよそ4年となります。

候補者番号

10

さ わ べ
澤部は じ め
肇

(1942年1月9日生)

再任

社外

独立役員

■所有する当社の株式数

0株

■略歴、地位、担当

1964年4月 東京電気化学工業(株) (現 TDK(株)) 入社
 1996年6月 同社 取締役
 1998年6月 同社 代表取締役社長
 2006年6月 同社 代表取締役会長
 2011年6月 同社 取締役 取締役会議長

2012年6月 同社 相談役
 2021年6月 当社 社外取締役 (独立役員) [現]

(重要な兼職の状況)

(株)荏原製作所 社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

澤部肇氏は上記のとおり長きにわたって企業経営に携わり、多くの上場企業の社外役員の経験を有しております。会社経営に関する豊富な経験と高い識見に基づいて、当社の経営全般に対する監督機能を果たしていただいております。また、人事諮問委員会及び経営懇談会において有益な意見を積極的に述べていただきました。今後もその豊富な経験、知見等を当社の経営に活かしていただくため、取締役会は同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもっておよそ2年となります。

候補者番号

11 おく 奥

まさゆき
正之 (1944年12月2日生)

再任 社外 独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■略歴、地位、担当

1968年 4月	(株)住友銀行 (現 (株)三井住友銀行) 入行	2017年 4月	(株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役
1994年 6月	同行 取締役	2017年 6月	同社 名誉顧問[現]
2001年 4月	(株)三井住友銀行 専務取締役 兼 専務執行役員	2021年 6月	当社 社外取締役 (独立役員) [現]
2002年 12月	(株)三井住友フィナンシャルグループ 専務取締役		
2003年 6月	(株)三井住友銀行 副頭取 兼 副頭取執行役員		
2005年 6月	同社 頭取 兼 最高執行役員 兼 (株)三井住友フィナンシャルグループ 取締役会長		
2011年 4月	(株)三井住友銀行 頭取 兼 最高執行役員 退任		

(重要な兼職の状況)

(株)三井住友フィナンシャルグループ 名誉顧問
レンゴー(株) 社外取締役
(株)ロイヤルホテル 社外取締役
東亜銀行有限公司 非常勤取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

奥正之氏は上記のとおり長きにわたって企業経営に携わり、多くの上場企業の社外役員の経験を有しております。会社経営に関する豊富な経験と高い識見に基づいて、当社の経営全般に対する監督機能を果たしていただいております。また、報酬諮問委員会及び経営懇談会において有益な意見を積極的に述べていただきました。今後もその豊富な経験、知見等を当社の経営に活かしていただくため、取締役会は同氏を社外取締役候補者といたしました。なお、同氏の当社の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもっておよそ2年となります。

候補者番号

12 ささき 佐々木かをり (1959年5月12日生)

新任 社外 独立役員

■所有する当社の株式数 0株

■略歴、地位、担当

1987年 7月	(株)ユニカルインターナショナル 代表取締役社長[現]		
2000年 3月	(株)イー・ウーマン 代表取締役社長[現]		
2015年 6月	(株)エージーピー 社外取締役[現]		
2016年 6月	日本郵便(株) 社外取締役[現]		
2016年 6月	小林製薬(株) 社外取締役[現]		

(重要な兼職の状況)

(株)ユニカルインターナショナル 代表取締役社長
(株)イー・ウーマン 代表取締役社長
(株)エージーピー 社外取締役
小林製薬(株) 社外取締役

■社外取締役候補者とする理由及び期待される役割の概要

佐々木かをり氏は上記のとおり長きにわたって企業経営に携わり、多くの上場企業の社外役員の経験を有しております。国際女性ビジネス会議を長年にわたり開催、またダイバーシティインデックスの開発など、ダイバーシティ経営の先駆者として活躍しています。会社経営に関する豊富な経験と高い識見をお持ちであり、その豊富な経験、知見並びに働き方改革、女性活躍推進等を踏まえた意見を当社の経営に活かしていただくため、取締役会は同氏を社外取締役候補者といたしました。

(第2号議案に関する注記)

1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 所有する当社の株式数は、役員持株会における持分を含めて記載しております。
3. 岩沙弘道氏、岡田直敏氏、澤部肇氏、奥正之氏及び佐々木かをり氏は社外取締役候補者であります。
4. 東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定
当社は岩沙弘道氏、澤部肇氏及び奥正之氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。各氏が再任された場合、独立役員としての指定を継続する予定であります。
また、佐々木かをり氏が就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、同取引所に届け出る予定であります。
5. 責任限定契約の内容の概要
岩沙弘道氏、岡田直敏氏、澤部肇氏及び奥正之氏は、現在、当社の社外取締役であり、当社は各氏との間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結しております。各氏が再任された場合、当社は各氏との間の責任限定契約を継続する予定であります。
また、佐々木かをり氏が就任した場合、当社は同氏との間で同責任限定契約を締結する予定であります。
6. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間において、当社及び子会社（㈱テレビ東京、㈱BSテレビ東京）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については当社が全額負担しております。
この保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等の免責事由があります。
各候補者が就任した場合は当該保険契約の被保険者となるほか、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。
7. 佐々木かをり氏が社外取締役を務める日本郵便株式会社は、保険商品の不適正な募集行為等を行ったことを理由に、2019年12月27日付で総務省及び金融庁より業務の一部停止命令を受けました。また、2020年11月、金融商品について顧客情報及びその取引内容を記載した「金融商品仲介補助簿」などを紛失したと公表しております。同氏は事前に本件を認識しておりませんが、日頃から利用者本位での業務運営や法令遵守の徹底に関して注意喚起や適切な業務遂行に関して発言を行っており、これらの件の発覚後は業務改善のための提言や再発防止策の進捗状況の監督に注力し、社外取締役としての職責を適切に果たしております。

ご参考

第2号議案が承認されたのちの経営体制

	氏名	現在の地位・担当	企業経営・ガバナンス	財務・会計	放送法・法務・コンプライアンス	人事・労務 人材開発	営業・マーケティング	IT・デジタル	報道・コンテンツ制作	配信ビジネス	ESG
1	石川一郎	代表取締役社長	○		○	○			○	○	○
2	新実傑	専務取締役 CIO、技術、メディア戦略、業務改革統括	○		○		○	○	○	○	
3	川崎由紀夫	専務取締役 アニメ・ビジネス、イベント戦略統括	○				○	○	○	○	
4	佐々木宣幸	専務執行役員	○				○	○	○	○	
5	吉次弘志	常務取締役 経理、ネットワーク戦略、報道統括	○	○	○				○		
6	長田隆	常務執行役員 コンテンツ(コンテンツ戦略、制作、配信、マーケティング)統括、 グループコンテンツ統括会議議長	○				○		○	○	
7	小沢武史	常務執行役員 経営企画統括補佐、秘書室統括	○		○	○					○

社外取締役については当社が特に期待する知見、経験を記載

	氏名	現在の地位・担当	企業経営・ガバナンス	財務・会計	放送法・法務・コンプライアンス	人事・労務 人材開発	営業・マーケティング	IT・デジタル	報道	他社における 経営経験	ESG
8	岩沙弘道	取締役 (社外取締役：独立役員)	○	○	○	○	○			○	
9	岡田直敏	取締役 (社外取締役)	○	○	○			○	○	○	
10	澤部肇	取締役 (社外取締役：独立役員)	○	○	○	○	○			○	
11	奥正之	取締役 (社外取締役：独立役員)	○	○	○	○	○			○	
12	佐々木かをり ☆	取締役 (社外取締役：独立役員)	○		○	○	○			○	○

(注) 上記一覧表は、各人が有するすべての専門性と経験を表すものではありません。

☆女性役員を示しています。

会社提案

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役 加賀見俊夫氏は本総会終結の時をもって辞任により退任となります。つきましては、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

いむら ひろひこ
井村 公彦 (1958年2月14日生)

新任 社外 独立役員

■所有する当社の株式数

0株

■略歴、地位

1981年4月	住友商事(株) 入社	2017年7月	同社 代表取締役社長
2012年4月	同社 執行役員コーポレートリスク管理部長	2020年7月	同社 代表取締役会長
2014年12月	加藤産業(株) 社外監査役	2022年6月	(株)ディー・エヌ・エー 社外監査役[現]
2015年4月	住友商事(株) 常務執行役員メディア・生活関連事業部門長		
2015年6月	同社 代表取締役 常務執行役員		(重要な兼職の状況)
2017年4月	同社 代表取締役 専務執行役員		(株)ディー・エヌ・エー 社外監査役
	(株)ジュピターテレコム (現: JCOM(株)) 取締役社長		

■社外監査役候補者とする理由

井村公彦氏は上記のとおり、大手総合商社ならびにケーブルテレビ・チャンネル事業の統括運営を行う企業において、長きにわたって代表取締役を務め、会社経営に関する豊富な経験と高い識見を有しております。その豊富な経験、知見等を当社の経営に活かしていただくため、取締役会は監査役会の同意のうえ同氏を社外監査役候補者といたしました。

(第3号議案に関する注記)

- (注) 1. 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 井村公彦氏は、社外監査役候補者であります。
3. 東京証券取引所の定めに基づく独立役員の指定
井村公彦氏が就任した場合、当社は同氏を独立役員として指定し、東京証券取引所に届け出る予定であります。
4. 責任限定契約の内容の概要
井村公彦氏が就任した場合、当社は同氏の間で会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結する予定であります。
5. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要
当社は、保険会社との間において、当社及び子会社（(株)テレビ東京、(株)B S テレビ東京）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については当社が全額負担しております。
- この保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等の免責事由があります。
- 候補者が就任した場合は当該保険契約の被保険者となるほか、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

会社提案

第4号議案

取締役賞与支給の件

当社は業績連動報酬として賞与を支給しており、業務執行を担う取締役の賞与については、定時株主総会における決議を経ております。

当期の取締役賞与につきましては、当期末時点の取締役（社外取締役を除く。また、取締役のうち子会社の取締役を兼任し当該子会社が役員報酬を支給する取締役を除く。）5名に対し、総額37,800,000円の範囲で支給したいと存じます。取締役の個人別の支給額につきましては「取締役の個人別の報酬等の決定の方針の概要」に従って決定いたします。

支給額の算定に当たっては連結ベース業績の売上高、営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等を指標とし、過去の賞与額の水準と当該期の事業環境等を考慮して計算しております。当社としてはその内容を2023年4月に開催した報酬諮問委員会に諮問したうえで、相当であると判断しております。

なお、当期の業績等につきましては、事業報告に記載の「事業の経過及びその成果」に記載のとおりでございますのでご覧ください。

会社提案

第5号議案

取締役報酬額改定の件

当社の取締役の報酬の総額は第11回定時株主総会（2021年6月17日開催）にて年額500百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とご決議いただき今日に至っております。

今後さらなる成長を目指す一方で、昨今の経済情勢や経営環境の変化等を背景に、取締役の役割・責務が増大しております。また、コーポレートガバナンス強化の観点から多様かつ優秀な人材を社外取締役として確保するため、取締役の報酬の総額を年額600百万円以内として、内訳である社外取締役の報酬部分を年額70百万円以内に改めさせていただきたいと存じます。

本議案は、現在の取締役の構成、員数、ならびに同業他社の取締役報酬額の水準等を鑑みて、また、取締役の個人別の支給額は「取締役の個人別の報酬等の決定の方針の概要」に従って決定することから、その内容は相当であると判断しております。

また、取締役の報酬額には、従来どおり使用人兼務取締役の使用人分給与は含まないものとしたしたいと存じます。

なお、現在の取締役は12名（うち社外取締役は5名）であります。第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役は12名（うち社外取締役は5名）となります。

本議案の提出につきましては、2023年4月に開催した報酬諮問委員会に諮問したうえで、相当であると判断しております。

会社提案

第6号議案

取締役（社外取締役を除く。）に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役の報酬等の額は、2021年6月17日開催の第11回定時株主総会において、年額500百万円以内（うち社外取締役は年額40百万円以内。ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）とご承認いただいております。なお、第5号議案が承認可決された場合、年額600百万円以内（うち社外取締役は年額70百万円以内）となります。

今般、当社は、役員報酬制度の見直しの一環として、当社の取締役（社外取締役を除く。以下「対象取締役」）に上記の報酬枠とは別枠にて、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。放送の公共性、安全性とのバランスに最大限配慮した制度設計としつつ、株価変動のメリットとリスクについて株主の皆様と当社取締役が目線を合わせながら、中長期的な当社の企業価値の向上につながるのが狙いでありませぬ。なお、当社は、従前より、対象取締役に対して、役員持株会を通じて当社の普通株式を取得するための株式取得報酬を支給しておりますが、今回導入する譲渡制限付株式を付与する形での報酬体系に発展的に移行します。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与は含みません）といたします。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することといたします。

なお、第2号議案「取締役12名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（社外取締役を除く）は7名となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行または処分を受けるものとし、これにより発行または処分をされる当社の普通株式の総数は年120,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含みます）または株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行または処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整します）といたします。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行または処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」）を締結することを条件とします。また、本議案における報酬額の上限、発行または処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針（なお、本議案が承認可決された場合には、ご承認いただいた内容とも整

合するよう、当該方針を変更する予定です) その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

また、本株主総会で本議案が原案どおり承認可決された場合、当社の取締役を兼務しない執行役員並びに当社の子会社の取締役及び取締役を兼務しない執行役員に対しても同様の譲渡制限付株式報酬制度を導入する予定です。

【本割当契約の内容の概要】

(1) 譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当を受けた日より当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した直後の時点までの間 (以下「譲渡制限期間」)、本割当契約により割当を受けた当社の普通株式 (以下「本割当株式」) について、譲渡、担保権の設定その他の処分をすることができないものとします (以下「譲渡制限」)。ただし、当該退任または退職した直後の時点が、本割当株式の割当を受けることとなる日の属する事業年度経過後3か月を経過した日よりも前の時点である場合には、譲渡制限期間の終期について、合理的な範囲で調整することができるものとします。

(2) 退任または退職時の取扱い

対象取締役が当社の取締役会が予め定める期間 (以下「役務提供期間」) の満了前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、その退任または退職につき、任期満了、死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得します。

(3) 譲渡制限の解除

当社は、対象取締役が、役務提供期間中、継続して、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除します。ただし、①当該対象取締役が正当な理由により、役務提供期間が満了する前に当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合、または、②当該対象取締役が役務提供期間の満了後においても、譲渡制限期間の満了前に正当な理由以外の理由により、当社または当社子会社の役職員の地位のうち当社の取締役会が予め定める地位を退任または退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとします。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約または株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会（ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会）で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除します。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得します。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとします。

＜株主提案（第7号議案から第11号議案まで）＞

第7号議案から第11号議案までは、株主様1名（議決権数300個）（以下、「本提案株主」といいます。）からのご提案（以下、「本株主提案」といいます。）によるものであります。

以下の提案の内容（議案の要領）及び提案の理由は、本提案株主から提出された株主提案書の該当箇所（提案理由は本提案株主から提出されたその概要）を原文のまま掲載しております。

株主提案

第7号議案

定款一部変更(株式会社日本経済新聞社との共同事業運営契約の開示)の件

(1)議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
(新設)	第8章 重要な契約の開示 (株式会社日本経済新聞社との共同事業運営契約の開示) 第50条 当社は、当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、 <u>株式会社日本経済新聞社との間で締結した共同事業運営契約における、事業内容、出資比率、役割分担、利益配分、制作物の権利帰属、コール・オプションとプット・オプション、オプションが行使される場合の価額・算定手法、契約期間、存続規定の各条項を開示するものとする。</u>

(2)提案の理由

当社の完全子会社と当社の筆頭株主である日本経済新聞社（日経）は2021年、「経済Labo」を介してニュースバラエティ番組「日経テレ東大学」をYouTubeにて配信する契約を交わし、登録者数100万人超の事業体に成長させた。再生回数や制作本数などを鑑みるに、2022年10-12月に約3500万円の税引き前利益を稼いだと推計できるが、提案株主がディカウント・キャッシュフロー（DCF）方式で算定したところ、事業価値は約30億円に達した。メディア報道によると、日経側の事情によって、2022年末に同契約の非更新が決まったが、当社株主の利益に資する関連情報は未開示である。

当社は1973年以来、日経から経営トップを受け入れ続け、現在も首脳陣4人が日経元幹部である。様々な分野で両社は事業を共同運営しているが、日経に有利な契約が結ばれている又は当社が契約にある権利を十分に生かしていないリスクが内在する。

「経済Labo」に関する契約においても、一定の事由が生じた場合に相手側の出資分を買い取れるコール・オプション条項、同じく当社側の出資分を売ることができるプット・オプション条項、オプションが行使される場合の事業価値や同算定手法が契約に盛り込まれていたかは甚だ疑問である。

当社取締役会の意見

反 対 当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反 対** いたします。

当社子会社・テレビ東京コミュニケーションズと株式会社日本経済新聞社（以下「日経」といいます）が2021年3月に立ち上げたYouTubeチャンネル「日経テレ東大学」は、主に若者層向けの動画コンテンツを実験的に配信し、2023年3月に契約期間の満了により終了しました。一定の成果は得たものの、その収益、及び人件費を含めた費用の実態に照らせば、提案株主が示している利益及び事業価値には到底及ばないものであったといわざるを得ません。

「日経テレ東大学」の終了は、報道配信サービス「テレ東BIZ」など当社の配信事業全体を見据えたうえで総合判断しました。

本件に限らず、日経との共同事業、或いはその他の共同事業全般については、必要に応じて取締役会等で審議しつつ、当社の経営戦略との適合性、成長に資するかどうかなどを含めた幅広い観点から十分に議論し、適切に判断して実施しております。その際、契約条件の交渉やその実行においても適正に株主共同の利益に配慮しております。

ただ、個々の事業の契約内容を開示することは、競合他社との競争条件などの面で、当社の事業展開に不利益をもたらす恐れがあります。このため、個別企業との契約内容を開示することは不適切で、その開示は会社の根本原則である定款の規定にはなじまないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案

第8号議案 定款一部変更（資本コスト等の開示）の件

(1)議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (新設)	変更案
	第9章 株主資本コスト等の開示 (株主資本コスト等の開示) 第51条 当社は、 <u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、当該報告書提出日から遡り1箇月以内において当社が把握する株主資本コスト又は株主資本コスト算出の背景にある考え方(株主資本コストについての考え方、計算手法など)を開示するものとする。</u>

(2)提案の理由

当社の株主純資産倍率（PBR）が長期的に1倍を下回っているのは、株主資本利益率（ROE）が株主の期待リターン（株主資本コスト）に達していないためである。当社は現預金約360億円（2022年12月末）、政策保有株式約96億円（同3月末）を抱えており、本業に資することのない運用資産は約456億円と時価総額の約3分の2に相当するが、こうした過剰資本の原因を放置してきたが故に市場の低評価を招いた。

2022年11月開示の「成長投資枠200億円」においては、事業投資のハードル・レートたる資本コストの概念が適用されるかが明確でない。発表後の決算説明会の質疑応答を鑑みるに、内部収益率（IRR）や正味現在価値（NPV）といった投資の基礎を経営陣が理解しているとは考えにくい。

「経済Labo」のDCFでは、将来キャッシュ・フローを10%で割り引いたところ、約30億円の事業価値があった。同投資のリターンが株主と有利子負債の債権者の期待リターンを加重平均した資本コスト（WACC）をも上回っていたのは明白である。

リターンとリスクに応じて事業を取捨選択する能力に疑問符が付けられているからこそ、当社のPBRが1倍を割れているのであり、資本コストを意識する経営指針の導入は喫緊の課題である。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は各ステークホルダー（視聴者、社会全般、株主、取引先、社員）への責任をバランスよく果たし、企業価値の向上を通じて満足の総和を高めていくことを基本方針とし、すでに資本コストを含む様々な経営指標を適切に認識しつつ、コーポレートガバナンス・コードを着実に実行しております。当社は成長投資枠を設けたうえで、新組織もつくって新規事業の開発に積極的に資金を振り向ける方針で、投資収益性については十分に検討していく考えです。

その上で、資本コストやその算出の背景にある計算手法などの考え方の開示については、その公表の要否、妥当性、時期や方法などを含め、株主その他のステークホルダーの皆様との建設的な対話の内容なども参考にしつつ、当社において慎重に検討した上で決定すべき事項であると考えております。

したがって、資本コスト等の開示は会社の根本原則である定款の規定にはなじまないと考えております。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案

第9号議案

定款一部変更(人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容の開示) の件

(1)議案の要領

当社の定款に以下の章及び条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した章及び条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (新設)	変更案
	第10章 任意の委員会の活動状況の開示 (人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容の開示) 第52条 当社は、 <u>当社が東京証券取引所に提出するコーポレートガバナンスに関する報告書において、人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容を開示するものとする。</u>

(2)提案の理由

取締役会の諮問機関として、任意の指名委員会及び報酬委員会が設置されているが、上場する在京キー局で大株主の新聞社から経営トップが優先的に就任する「天下り」慣行が続いているのは当社だけである。デジタル時代を見据えつつ、PBRの1倍割れ解消に向けたROE向上とキャピタル・アロケーションの指針作りが株主の利益に資する喫緊の課題であるが、当社の役付取締役ポストの過半が元日経幹部である。非上場企業の日経では経営陣の大半が新聞記者の出自であるため、上場企業の経営やキャピタル・アロケーションの訓練を受けていない。日経では売上高営業利益率などが重要業績評価指標 (KPI) であり、上場企業のように資本効率を意識しない。

当社の経営陣にはリターンとリスクに応じて事業を取捨選択する能力に疑問符が付けられている。日経の元幹部が優先的に当社の取締役に就任することは、取締役として兼ね備えるべき知識・経験という観点からは適切な人選とは言えない。日経の指名権の内容や、映像コンテンツ制作や成長エンジンである配信とアニメの専門家ではない日経出身者を選任した理由等も非開示である。これでは、人選の適格性を当社の株主は客観的に判断できない。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は2022年4月、独立社外取締役が委員の過半数を占め、独立社外取締役が委員長を務める人事諮問委員会、報酬諮問委員会を設置し、これまでに人事諮問委員会を2回、報酬諮問委員会を4回開催しました。このほか代表取締役社長の助言機関として、社外取締役と代表取締役による「経営懇談会」を設けて、これまでに3回開催するなど、企業統治を強化しています。人事諮問委員会は取締役などの人事について、報酬諮問委員会は報酬の在り方などについて、経営懇談会は中期経営計画や成長戦略などについて審議しました。開催実績や検討の概要は有価証券報告書にも記載する予定で、これは2023年1月に施行された有価証券報告書の記載事項の改正に十分に対応するものです。

当社取締役会は、両諮問委員会に対し人事や報酬などの重要事項について諮問し、同委員会で十分な議論を経て、公平かつ客観的な立場からの答申を受けております。提案株主が求めるように審議内容を詳細に公表することは、各委員による自由闊達な議論を阻害する恐れがあり、委員会本来の機能が十分に発揮されなくなる懸念が生じます。よって人事諮問委員会及び報酬諮問委員会の開催実績及び審議内容の開示を定款の規定に盛り込むことは、かえって両諮問委員会の機能を弱め、株主その他のステークホルダーの利益を損なう恐れもあり、適当ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案

第10号議案 定款一部変更（取締役報酬の個別開示）の件

(1)議案の要領

当社の定款に以下の条文を新設する。なお、本定時株主総会における他の議案(会社提案にかかる議案を含む。)の可決により、本議案として記載した条文に形式的な調整(条文番号のずれの修正を含むが、これらに限られない。)が必要となる場合は、本議案に係る条文を、必要な調整を行った後の条文に読み替えるものとする。

(下線は変更部分を示します。)

現行定款 (新設)	変更案
	(取締役の報酬等) 第32条 (省略) <u>2 取締役の報酬については、毎年、事業報告及び 有価証券報告書において、個別に報酬額、内容及び 決定方法を開示する。</u>

(2)提案の理由

日経出身者が役付取締役の過半を占めている当社においては、コーポレートガバナンス面で重大な課題を抱えるだけでなく、PBRの1倍割れも長期化している。これは、日経出身者の役付取締役にリターンとリスクに応じて事業を取捨選択する能力に疑問符が付けられているからである。「経済Labo」のDCF算定では、最終年度である2027年以降の永久成長率を年0.5%としても約30億円もの価値があったが、同事業を取りやめた。

当社においては、デジタル・コンテンツや合理的なキャピタル・アロケーションに知見のある社内プロパーや外部登用に積極的であるとも公開情報からは確認できない。一方で、日経から当社の取締役に就任した者と当社のプロパー社員から取締役に就任した者では、待遇に大きな格差が存在している可能性があり、仮に待遇に格差が存在しているとすれば、それが当社の問題の本質を表している。日経出身者だけが社長となるという慣行は、当社のプロパー従業員が社長になることができないということを意味するだけに、当社従業員のモチベーション阻害要因を少しでも排除する必要がある。実際のところ、ここ数年の当社では、有力プロデューサーが相次いで退社している。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は法令及びコーポレートガバナンスの要請に応じ、取締役報酬の内容、決め方、またその総額を有価証券報告書等で開示しております。なお、当社の役員には、法令が開示の対象としている報酬額（一億円以上）を得ている者はありません。また、取締役の出身母体により報酬に格差が存在することは一切ありません。

これまでも個別の取締役報酬については会社の業績、個々の取締役の実績等を踏まえ、適切に決定、支給しております。当社は、取締役報酬が中長期的な企業価値の向上に対するインセンティブとして機能することが重要と捉えており、取締役の報酬制度をコーポレートガバナンスの重要な事項の一つと認識しております。

2022年度以降は独立社外取締役が過半数を占める報酬諮問委員会で取締役報酬について諮問し、答申を受けております。こうした状況を踏まえれば、法令で求められる範囲を超えた個別報酬の開示を定款の規定に盛り込むのは適当ではないと考えます。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

株主提案

第11号議案 剰余金の処分の件

(1)議案の要領

剰余金の処分を以下のとおりとする。

本議案は、本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案する場合には、同提案とは独立して追加で提案するものである。

ア 配当財産の種類

金銭

イ 1株当たり配当額

金225円から本定時株主総会に当社取締役会が提案し本定時株主総会において承認された当社普通株式1株当たりの剰余金配当額を控除した金額（本定時株主総会において当社取締役会が剰余金の処分の件を提案しない場合には金225円）

ウ 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき上記イの1株当たり配当額（配当総額は、1株当たり配当額に2023年3月31日現在の当社発行済み普通株式総数（自己株式を除く。）を乗じて算出した金額）

エ 剰余金の配当が効力を生じる日

本定時株主総会の日

オ 配当金支払開始日

本定時株主総会の日翌営業日から起算して、3週間後の日

(2)提案の理由

当社の自己資本比率が68%（2022年12月末）と過剰資本の状態にあるのは、時価総額の約3分の2に相当する、本業とは無縁の運用資産を約456億円も抱えているためである。一方で、当社は「経済Labo」のような高成長事業を排除し、成長投資枠200億円のハードル・レートも不透明である。「日経テレ東大学」の番組制作は当社グループ主導であるが、出資比率は半々とみられ、当社側の持ち分は支配権プレミアムを考慮しない場合でも約15億円と時価総額の2%強に及んだ。

PBR 1倍割れという市場の低評価は、当社の指針なきキャピタル・アロケーションが失敗するリスクを懸念している色彩が濃い。資本コストもROE目標も開示していないため、資本コストを上回るリターンを生むビジネスモデルに転換できるかについては不透明感が漂う。

当社は2023年3月期の最高益達成をうたうが、株価やPBRといったバリュエーションは過去最高からはほど遠い。今後も資本コストを無視した経営判断によって株主価値が毀損するリスクがあるため、株主還元こそが少数株主保護に資する。このため、少なくとも100%の配当性向が必要となり、2023年3月期当社見込みの1株当たり純利益相当の1株当たり225円の配当を提案する。

当社取締役会の意見

反対 当社取締役会は、本議案に、以下の理由で **反対** いたします。

当社は、株主還元については重要経営課題の一つと認識し、各ステークホルダーと成長の果実をバランスよく分け合うことを前提に、常に安定的・継続的な配当実施に努めています。平均的な配当性向については、30%を目途としておりますが、中長期的にはこれを35%とすることを新たな目標としたほか、2021年度及び2022年度には自己株式取得・消却も実施し、一定以上の総還元性向を念頭に置いた株主還元も実施しております。2022年度の年間配当についても一株当たり20円増の80円とする予定であり、2020年度の2倍の水準に増やす方針です。

一方で、当社グループは放送事業の免許を受け、災害報道等では国民に広く早く、かつ切れ目なく情報をお届けする義務があり、必要かつ十分な設備や装備などを予め保持しておくことが求められています。放送事業の特殊性に鑑み、必要な余裕資金のレベルについて状況に応じた精査を行っております。

当社は資本コストを踏まえた必要な成長投資等を適切に実施することとしております。また、2020年代後半にROE（自己資本利益率）8%の達成を目指すことを新たな経営目標として掲げました。提案株主の「指針なきキャピタル・アロケーション」との指摘は不適當と考えます。当期純利益のすべてを株主に配当するという本株主提案は、放送事業の置かれた環境や当社の積極的な事業投資の必要性、企業の継続性を考慮していないと考えざるを得ず、中長期的な企業価値の向上のみならず、株主その他のステークホルダーの利益にもつながらないと判断いたします。

以上の理由により、当社取締役会としては、本議案に反対いたします。

事業報告 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

I. 企業集団の現況

1. 事業の経過及びその成果

当連結会計年度（2022年4月～2023年3月）における日本経済は、コロナ禍からの経済回復が徐々に進み、個人消費に持ち直しの動きが見られました。しかし、物価上昇や人手不足の懸念など、経済の先行きに対する不安要素は残っています。

こうした状況の中で、当社グループは、放送を軸に配信とアニメの3事業の相乗効果を発揮させてコンテンツの価値を最大化する「トライブリッド」を戦略の中心に据え、「全コンテンツ・全配信」を実施しています。当連結会計年度においては、テレビ広告市場の低迷が影響し、放送事業から得られる収益は前年度に僅かに及ばなかったものの、海外向けの番組販売や動画配信を積極的に行うことで、コンテンツの2次利用から得られるライセンス事業の収益を大きく伸ばすことができました。売上高は前年同期比2.0%増の150,963百万円、営業費用は、配信コストや人件費の増加などにより1.6%増の141,733百万円となりました。売上高の伸びが大きかったことが寄与し、営業利益は7.5%増の9,229百万円、経常利益も2.4%増の9,378百万円、親会社株主に帰属する当期純利益は11.6%増の6,724百万円となりました。売上高と営業利益をはじめとする全ての利益は過去最高を記録しました。

今後につきましては、国内外の不確実な状態が続く中、独自のコンテンツ作りを通じて放送事業の収益をできる限り確保しつつ、アニメの海外輸出を一段と進めてまいります。中国市場に加え、東南アジアや欧米への輸出も加速する所存です。また、ドラマにつきましてもアジア地域での展開を加速させ、テレビ東京グループの総力を結集して業績向上を目指してまいります。

当連結会計年度の事業別業績は以下のとおりです。

(単位：百万円)

	売上高	営業利益
地上波放送事業	113,466	7,551
放送周辺事業	38,542	2,394
B S 放送事業	16,864	2,313
コミュニケーション事業	5,181	472
調整額※	△23,091	△3,502
合 計	150,963	9,229

※主に事業間取引の相殺等によるものであります。

地上波放送事業

地上波放送事業は㈱テレビ東京単体の事業となっております。

①放送事業（地上波放送、番組販売）

放送事業収入（売上高）の合計は4.8%減の79,257百万円となりました。

番組提供のスポンサーから得られるタイム収入のうち、系列局を通じた全国放送（ネット部門）は、コロナ禍に出稿が集中していた飲料各社のPTセールスと呼ばれる単発型広告が減少したことやアニメ番組数の減少が影響し減収となりましたが、首都圏放送（ローカル部門）でミニ番組のセールスが好調に推移するなどベースアップに成功しました。これによりネットとローカルを合わせたレギュラー部門全体では、前年を上回る結果となりました。また、特別番組（特番）部門は、「世界卓球」や「テレ東音楽祭」などの看板特番に加え、年末年始のセールスが歴代最高売上を記録するなど好調に推移したものの、前年度に開催された「東京オリンピック」及び「北京オリンピック」の影響が大きく、減収となりました。この結果、タイム収入全体では6.9%減の44,050百万円となりました。

スポット収入は、円安や原材料高騰などの影響を受け『自動車・関連品』『食品』『化粧品・トイタリー』などの広告主からの出稿が不調でした。さらに、個人視聴率の低下傾向が重しとなり、東京地区のテレビ広告市場は前年同期比4.3%減と全体的に厳しい状況でした。プラス要因としては、好調なヒューマンリソース系やスタートアップ企業への営業活動による出稿増加や、コロナによる行動制限もなくなったことから『交通・レジャー』に動きがみられたこと、前年度に開催された「東京オリンピック」「北京オリンピック」によってスポットが減少したことの反動増などもありました。この結果、スポット収入は2.2%減の28,934百万円となりました。

地方放送局などへの番組販売では、コンテンツの再評価と積極的なプロモーションが奏功し、当社のレギュラー番組売上のベースアップに成功しました。また、前年同期に東京オリンピック・パラリンピックを編成した地方放送局が今期は通常編成に戻したことで高まった当社番組へのニーズを的確にとらえることができました。番組別では「出川哲朗の充電させてもらえませんか?」「タクシー運転手さん 一番うまい店に連れてって!」などが売上を伸ばし、特番セールスも好調に推移しました。この結果、番組販売収入は2.6%増の4,397百万円となりました。

コストの面では、番組制作費を中心に費用が減少しました。前年度に開催された東京オリンピック・パラリンピック制作費の反動減が主な要因です。この結果、放送事業の費用は5.5%減の63,525百万円となりました。

放送事業全体では、コロナの鎮静化によって事業活動が正常化しつつある中、コンテンツ制作への投資を先行して実施したことで、売上高に比べて費用の減少幅が抑えられました。この結果、放送事業の利益は1.9%減の15,731百万円となりました。

②ライセンス事業（アニメ、配信ビジネス、イベントなど）

㈱テレビ東京が持つコンテンツを活用し、放送による広告以外に収入を上げている事業を「ライセンス事業」と呼んでいます。海外向けの番組販売、ゲーム化による権利、インターネットを通じた課金型配信プラットフォーム、広告付き動画配信プラットフォーム向けのコンテンツ供給、イベントなどから得られる収入を指しています。

当連結会計年度のライセンス事業収入（売上高）の合計は23.4%増の34,209百万円となりました。

この主軸であるアニメ部門は、「BLEACH」の新シリーズが、中国や欧米での配信が好調となったほか、全世界でのゲーム化権や欧米での商品化により売上を伸ばしました。また、北米における「NARUTO」の商品化権許諾、中国企業に対する配信など海外展開が好調に推移したに加え、「遊戯王」シリーズのSNSゲームが国内、海外とも好調となりました。今年度より放送を開始した「SPY×FAMILY」も、国内、海外ともに商品化や配信において売上を伸ばしました。この結果、アニメ部門全体の収入は23.0%増の22,196百万円になりました。

ドラマやドキュメンタリーなどの放送番組や放送以外の独自コンテンツを課金プラットフォームなどに販売する配信ビジネス部門は、国内配信権販売において、「みなと商事コインランドリー」などの新作ドラマや「孤独のグルメ」シリーズなどのアーカイブドラマが好調でした。さらにテレ東BIZの会員数も順調に伸びて売上に貢献しました。映画は、国内で「劇場版きのう何食べた？」や「おそ松さん」、海外で「チェリまほ THE MOVIE」が好調だったことにより増収となりました。この結果、配信ビジネス収入は22.1%増の10,421百万円となりました。

イベント部門については、有観客イベントに制限がある中で、放送と配信との融合を積極的に図り、放送15周年を記念した「モヤさまドイヒー展」や「あちこちオーダリーオンラインイベント」などに加え、新規イベントとして「Mr.都市伝説・関暁夫ライブin 武道館」や「テレ東卓球塾」を開催し、オンラインとオフラインの両面から売上を獲得しました。この結果、イベント収入は39.4%増の1,591百万円となりました。

コストの面では、配信オリジナル費やアニメ制作費を中心に増加しました。配信オリジナル番組の積極的製作やアニメ作品数の増加等が主な要因です。この結果、19.9%増の20,406百万円となりました。

以上の結果、ライセンス事業の利益は29.0%増の13,802百万円となりました。

③その他費用（共通・間接費）

放送事業、ライセンス事業に共通する人件費や販管費などの共通・間接費は、全社を挙げて「全コンテンツ・全配信」を推し進めたことや、事業活動がコロナ禍以前にもどりつつあることなどから、9.8%増の21,983百万円となりました。

以上の結果、放送事業とライセンス事業を併せた地上波放送事業（㈱テレビ東京単体）の決算は、売上高で2.3%増の113,466百万円となりました。また、両事業の利益合計から共通・間接費を差し引いた営業利益は12.4%増の7,551百万円、経常利益は26.1%増の10,673百万円、税引前当期純利益は29.0%増の10,881百万円となっております。

放送周辺事業

放送周辺事業は(株)テレビ東京ホールディングス及び(株)テレビ東京の子会社のうち、テレビ通販やEC事業、音楽出版、CS有料放送チャンネル、番組制作・販売や放送運営などを手掛ける会社で構成されております。

通信販売関連は、主力の「テレビ東京ショッピング」、「虎ノ門市場」で減収となりました。行動制限解除に伴うコロナ特需の反動減が顕著になりました。また、天候不順の影響もあり季節商品の売上も不調でした。これにより(株)テレビ東京ダイレクトの売上高は前年同期比7.4%減の11,117百万円となりました。

音楽出版関連は、「新世紀エヴァンゲリオン」「牙狼〈GARO〉」「SPY×FAMILY」のテーマ曲などの国内印税収入が売上に貢献するとともに、ヨーロッパ地域、北米地域での「NARUTO」「FAIRY TAIL」「ワンパンマン」等のアニメ関連のBGMや一般楽曲等の海外印税収入が好調に推移しました。これにより(株)テレビ東京ミュージックの売上は前年同期比14.8%増の3,796百万円となりました。

CS放送アニメ専門チャンネル「A-T-X」を手掛ける(株)エー・ティー・エックスでは、前年好調だったライセンス売上は、引き続き「東京リベンジャーズ」「Re：ゼロから始める異世界生活」「オーバーロード」などが好調に推移しましたが、全体では前年同期の水準まで届きませんでした。また、「A-T-X」の加入者数の減少傾向は緩やかになりつつも依然として前年と比較すると減少しているため、放送売上も減収となりました。これにより同社の売上高は前年同期比3.7%減の3,452百万円となりました。

番組制作関連は、新規のドラマ制作や番組制作、イベント受注等が増加したことにより増収となりました。

以上の結果、放送周辺事業全体の売上高は5.2%増の38,542百万円、営業利益は24.7%減の2,394百万円となりました。

B S 放送事業

B S 放送事業は(株)B S テレビ東京が手掛ける事業を指しております。

①放送事業（B S 放送）

放送収入のうちタイム収入は、単発通販のセールスが年間を通じて好調となり、年末年始や世界卓球、「猫の日」などの特番セールスでも売上を伸ばしましたが、好調だった前年同期を超えることは出来ませんでした。スポット収入に関しても、下期は通販スポンサーだけではなく一般スポンサーのセールスが好調となる等、良い兆候も見られましたが、上期までの減収をカバーすることはできませんでした。以上の結果、放送収入は前年同期を下回りました。

②ライセンス事業（配信ビジネス、イベント他）

ライセンス事業では、ドラマ等オリジナル番組の配信プラットフォームなどへの番組販売や映画事業が堅調でした。

③営業費用

営業費用は、放送収入の減少に伴う代理店手数料の減少や番組制作費の削減により、前年同期比2.6%減

の14,550百万円となりました。

以上の結果、BS放送事業（株）BSテレビ東京の売上高は1.8%減の16,864百万円となりました。また、営業利益は3.7%増の2,313百万円と過去最高額となりました。

コミュニケーション事業

コミュニケーション事業とは、(株)テレビ東京コミュニケーションズが手掛ける事業を指しております。

YouTubeなどの動画広告収入が好調に推移したことに加え、経済コンテンツの配分収入の増加、動画配信運用におけるリアルタイム配信対応によりシステム開発の受託収入が増加したことなどにより、売上高は前年同期を上回りました。

利益率の高い動画広告事業や、LINE等でコンテンツ販売を行うIP事業を積極的に推進したことで、全体として利益率も上昇し増益となりました。

以上の結果、コミュニケーション事業の売上高は3.2%増の5,181百万円、営業利益は20.3%増の472百万円となりました。

2. 番組編成

本年度の視聴率はゴールデンタイム3.2%（前年同期比0.3ポイント減）、プライムタイム2.8%（前年同期比0.3ポイント減）、全日1.2%（前年同期比0.2ポイント減）となり3部門とも下落、全体で見てもPUT（総個人視聴率）が3部門とも過去最大の下げ幅で歴代最低を更新するなど厳しい年となりました。

そんな中でも、特別番組では「世界卓球」を9月末から放送し、メダルがかかる後半の試合は視聴率も上がり改めてコンテンツの強さを実感しました。また9年目を迎えた「テレ東音楽祭」も6月、11月と2回開催し、いずれも高視聴率及び若い世代の視聴を獲得するなど好評でした。

レギュラー番組では、バラエティの「出川哲朗の充電させてもらえませんか？」をSDGsウィークの目玉企画として2月に、初めて生放送しました。関東地区の好視聴率に加えて、九州地区では10%を超える視聴率を獲得しました。ニュース・報道番組では水曜21時に「60秒で学べるNews」をスタートさせました。いま知りたい旬なニュースを短くわかりやすく解説するパッケージで“経済に強い”テレビ東京の新たな報道コンテンツとして存在感を増しつつあると手応えを感じています。ドラマでは、シーズン10を迎えた「孤独のグルメ」が毎年恒例となった大晦日スペシャルに加えて、大晦日・元日と2日にわたり「イッキ見SP」を15時間近く放送し、年末年始のコンテンツとして定着しています。さらに「夫を社会的に抹殺する5つの方法」や「花嫁未満エスケープ」が“テレビ東京らしい”エッジが利いた作品として話題になり、特に配信においては深夜ドラマジャンルを代表する番組となりました。このようなコンテンツを今後も積極的に展開していきます。

秋には1週間にわたり秋元康氏の企画・監修のもと「食べ東 世界を幸せ口にする」と銘打ち、グルメをテーマにした放送・配信・イベント連動のキャンペーンを実施し、盛り上げました。

3. 企業集団の資金調達等の状況

(1) 資金調達

当社ではCMS（キャッシュ・マネジメント・システム）を活用し、グループ会社13社の資金の調達及び運用を一括して管理しております。

運転資金につきましては、自己資金で対応することを原則としておりますが、自己資金で賄えない急な資金ニーズが発生する場合は、必要に応じて短期借入金で調達しております。

設備資金及び投融資資金につきましては、自己資金に加え、社債の発行、長期借入金などにより最適な方法で調達を行っていく方針であり、調達時期、条件について最も有利な手段を選択するべく検討することとしております。

(2) 設備投資

設備投資は、基幹システム刷新や全配信時代のための戦略的投資と事業を維持するためのインフラ投資を中心に行いました。

設備投資総額は3,391百万円であり、その主なものは、DX関連設備に係る支出897百万円、番組制作関連設備に係る支出861百万円、配信・データ関連設備に係る支出699百万円であります。

その他、事業を維持するためのインフラに係る支出933百万円の設備投資を行っております。

4. 企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第 10 期 (2019年度)	第 11 期 (2020年度)	第 12 期 (2021年度)	第 13 期 (2022年度) (当連結会計年度)
売上高 (百万円)	145,173	139,084	148,070	150,963
経常利益 (百万円)	5,161	5,340	9,159	9,378
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	2,590	2,575	6,024	6,724
1 株当たり当期純利益 (円)	91.61	91.12	214.88	244.12
総資産 (百万円)	124,831	128,075	134,076	139,933
純資産 (百万円)	85,197	89,074	89,836	93,351

(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を第12期の期首から適用しており、第12期以降に係る各数値については、当該会計基準等を適用した後の数値となっております。

[2019年度]

第10期の売上高は145,173百万円、前年同期比2.7%減収となりました。また、経常利益は5,161百万円、前年同期比8.2%減益となり、最終損益は2,590百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

[2020年度]

第11期の売上高は139,084百万円、前年同期比4.2%減収となりました。また、経常利益は5,340百万円、前年同期比3.5%増益となり、最終損益は2,575百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

[2021年度]

第12期の売上高は148,070百万円、前年同期比6.5%増収となりました。また、経常利益は9,159百万円、前年同期比71.5%増益となり、最終損益は6,024百万円の親会社株主に帰属する当期純利益となりました。

[2022年度] (当連結会計年度)

前記1.の「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

5. 企業集団の対処すべき課題

(1) 放送事業を取り巻く環境の変化への対応

コロナ禍からの経済回復が進み、街の人々も徐々に日常生活を取り戻しつつあるように見受けられますが、米中関係やウクライナ問題など不安定な国際情勢に加え、資源価格の高騰や金利上昇など経済の不安要因も続いています。

広告市場の動向をみると、2022年の日本の広告費（電通調べ）は4.4%増の7兆1,021億円と過去最高となりました。テレビ広告（地上波・衛星メディア関連の合計）は東京2020オリンピック・パラリンピックの反動減などにより、1兆8,019億円と前年より2.0%減少しました。一方、ネット広告は2019年にテレビ広告を抜き、2022年も前年比14.3%増の3兆912億円となりました。

番組やコンテンツの視聴方法は、テレビだけではなくパソコン、スマートフォンなど多くのデバイス（端末）へと急速に広がっています。こうした中、テレビ東京グループでは、放送・配信・アニメの3つの事業・コンテンツを柱にして、相乗効果を発揮させてコンテンツの価値を最大化する「トライブリッド」戦略を中心に据え「テレビ東京グループにしか作れない」ものを追求し、テレビ東京グループの存在感を一段と高めていきます。

① 配信事業の拡大

「全コンテンツ・全配信」方針のもと、配信分野での収益を最大化するために、SVOD（定額制動画配信）とAVOD（広告付動画配信）の事業について、一体的に戦略を立案しています。配信のために必要な権利処理や収益管理などの実務を一括して効率化しているほか、放送からのデータ、AVOD、SVODなど配信からのデータをできる限り活用して、番組・コンテンツ制作に生かし、放送と配信双方の営業強化につなげています。

配信ビジネスでは、当社が㈱TBSホールディングスや㈱日本経済新聞社、㈱WOWOWなどと手掛ける動画配信サービス「Paravi（パラビ）」と動画配信大手「U-NEXT（ユーネクスト）」の合併により、国内勢首位の有料動画配信サービスが誕生しました。「U-NEXT」を運営する㈱U-NEXTとは包括的な戦略的業務提携を結び、マーケティングからクリエイティブまで幅広い分野で協力を進めることで、売上・利益の最大化を目指します。

さらに東南アジアで、映像配信事業を手掛けるPOPS Worldwide（以下、POPS社）に300万米ドル（約4億5,000万円）を出資し、資本業務提携しました。経済成長が著しい東南アジア市場において、東南アジア各国のそれぞれ異なる状況に合わせた現地語吹き替え版による映像展開の拡大を目指します。引き続きTVerなどのAVOD事業も拡大します。

② アニメビジネス販路拡大と多角化

アニメ事業はテレビ東京グループの強みであり、「配信」と並ぶ「成長エンジン」と位置づけています。グローバルなコンテンツとして主に海外で大きな収益をあげてきました。今後は欧米市場を重点的に開拓し中国市場を超える収益の柱となることを目指します。欧米市場へのアニメ作品の販売強化のほか、高級ブランドとの提携やライセンス先拡大によるアニメの商品化ビジネスも伸ばします。有力ゲーム会社向けのゲーム供給にも力を入れていきます。一方、中国以外のアジア、中東地域でもアニメ作品の吹き替え版を製作してセールスを強化します。さらに、ゲーム製作にも参画して事業領域を広げていきます。

③ データに基づくコンテンツ戦略の強化

広告主やユーザーのニーズを汲み取り、その戦略に沿った新指標を作成し、社内外に効果的に発信することを目指します。同時にAVOD市場や放送事業への利活用に加え、ECやイベント等の個社事業に活用できるデータ基盤を構築し、全体（ポートフォリオ）最適化に向けデータに基づくコンテンツ戦略策定を実現します。ECについては、グループの㈱テレビ東京ダイレクトがゴルフ用品ECサイト「アトミックゴルフ」を運営する㈱リアルマックスを子会社化し、事業拡大の体制を整えました。

④ 放送事業の収益力強化について

放送広告収入はテレビ東京グループの最大の収益の柱です。放送を取り巻く環境は厳しくなると予想されますが、2023年4月に立ち上げた「制作力強化プロジェクト」や、「トライブリッド」戦略による配信やアニメとの相乗効果により収益の確保を目指します。さらに、収益バランス重視の編成方針と新番組の開発、グループ会社も含めた組織再編による新規スポンサーの獲得、営業力強化により、地上波、BSともに放送収入を伸ばしていきます。

⑤ 成長のための投資戦略

テレビ東京グループが新たな分野の収益を強固なものとしていくため、成長への投資として200億円の「成長投資枠」を設定しました。向こう3年間を目途にアニメ・配信をはじめ、「WEB3」など新技術を活用したビジネスや通販・ECなどの事業領域への資金投入により企業価値の向上につなげます。アニメや通信販売、コンテンツ制作をはじめ、グループの成長力強化に資するような企業との資本提携やM&Aも検討していきます。また、デジタル投資も不可欠と考えており、基幹システムの刷新などDXを積極的に進めます。

2022年度からは、テレビ東京グループの基幹システムの全面刷新に本格的に着手しています。約30年ぶりの基幹システムの変更であり、新システムへの移行に伴う人員再配置と業務改革により、投資効果は2027年度以降、60億円を超えると見込んでいます。新システムへの移行により、編成、営業、コンテンツ制作を支援する新たなソフトの導入や開発も柔軟で迅速な対応が可能になり、配信の収支、配信を含むコンテンツ別の総合収支など経営指標を機動的に算出できることとなります。

さらに、テック戦略局に設置している「テックラボ」を中心に、新時代のコンテンツ制作を技術面からけん引する体制を整えます。AI、メタバースなどのXR（クロスリアリティ=新技術を活用した映像やイベント）、コンピュータグラフィックスを生かしてコンテンツDXを推進していきます。

(2) コーポレート・ガバナンス強化

コーポレート・ガバナンス(企業統治)の強化は社会の要請であり、テレビ東京グループにとっても重要な課題です。

当社は取締役の3分の1を独立社外取締役にしており、取締役会の諮問機関として独立社外取締役と代表取締役社長により構成する「人事諮問委員会」「報酬諮問委員会」を設置しております。両委員会とも独立社外取締役が委員の過半数を占め、独立社外取締役を委員長に選任しています。委員会は(株)テレビ東京ホールディングスの取締役の人事案や報酬の方針などについて議論し、取締役会に答申しています。

また、代表取締役社長の助言機関として、社外取締役と代表取締役会長、代表取締役社長が出席する「経営懇談会」を設置しております。「人事諮問委員会」「報酬諮問委員会」「経営懇談会」があわせて機能することでコーポレート・ガバナンスを強化し、経営の透明度を高めてまいります。

(3) 資本効率を重視した経営

当社は各ステークホルダー（視聴者、社会全般、株主、取引先、社員）への責任をバランスよく果たし、企業価値の向上を通じて満足の総和を高めていくことを基本方針としております。20年代後半にROE（自己資本利益率）8%の達成を目指すとともに、中長期的には配当性向35%を目標とすることになります。当社は資本コストを含む様々な経営指標を適切に認識しつつ、コーポレートガバナンス・コードを着実に実行してまいります。

(4) 気候変動リスクへの対応

気候変動の影響は年々深刻さを増し、経済・社会・環境に大きな影響を及ぼしています。国際社会は低炭素・脱炭素社会の構築に向けた動きを加速しており、企業が果たすべき役割の重要度が増しています。

当社グループは、代表取締役社長を委員長とする「サステナビリティ委員会」を設置して、地球環境問題をはじめ、人権の尊重、従業員の健康、労働環境への配慮や公正・適切な処遇を実現するための啓蒙活動などサステナビリティを巡るあらゆる課題に対してグループ全体で取り組んでいます。2024年度末までに、消費電力の削減と再生可能エネルギー等の導入を組み合わせることでグループ全体のCO₂排出量の実質ゼロ達成を目指しています。

「気候関連財務情報開示タスクフォース（TCFD：Task Force on Climate-related Financial Disclosures）」へ賛同し、TCFDが提言するフレームワークを活用した情報開示をします。複数の将来シナリオを用いて気候変動が事業に与えるリスクと機会を評価し、気温上昇に伴う事業活動の恒常的な悪化と、緊急的かつ頻発の恐れのある自然災害の影響を分析してBCP（事業継続計画）体制をグループ全体で構築しています。

世界的な課題となっている気候変動リスクへの対応はメディアグループとしても、企業としても重要な課題の1つと認識しています。当社グループではSDGs（持続可能な開発目標）に本格的に取り組むため、国連が報道機関に協力を呼び掛ける「SDGメディア・コンパクト」に署名・加盟しております。報道機関だからこそ出来る取り組みとして、放送や配信、イベントなどを通じてSDGsを伝えてサステナビリティの浸透に取り組んでいるほか、自社の事業領域においても気候変動リスクだけでなくサステナビリティ全般の取り組みを強化し、SDGs、ESG重視の経営を推進しています。

(5) アフターコロナと効率的な働き方の追求

当初、新型コロナウイルス感染拡大への対応策として導入した、在宅勤務を活用した出勤率の抑制ですが、引き続き「新リモート50」として出勤率目標を50%程度とします。在宅勤務は育児や介護の時間、またリスクリングなど自己啓発に充てる社員の時間を増加させる効果が期待されています。働き方に柔軟性を持たせることでワークライフバランスを尊重し、かつ生産性向上に資する職場環境を整えていきます。

(6) 人材の多様性への対応と人権尊重への対応

テレビ東京グループの中核会社である(株)テレビ東京の女性社員比率は2022年度末時点で27.7%ですが、最近の新卒採用における男女比はおおむね同数となっており、今後も女性社員の採用に積極的に取り組んでまいります。女性管理職の比率は2022年度末時点で21.5%となっており、2017年度末の11.2%から2025年度末には20%台半ばにすることを目指します。

外国籍をもつ社員は2023年4月現在で9名ですが、今後も事業展開に合わせて採用増に取り組めます。さらにコンテンツ制作力を一層強化するため、マーケティング、デジタルなど新規領域の即戦力となる社員を中途採用して外部の知見と経験を取り込み、組織の活性化を促すとともに高齢化を含めた年齢構成のゆがみも是正していきます。

また、国内外でのサービス調達・提供をめぐる人権に対する意識を高めるよう社会的要請があり、テレビ東京グループとしても要請に沿うよう努力を続けていきます。

(7) 激動する国際情勢への対応

金利上昇や原材料高による世界景気の減速懸念は強まっています。ロシアによるウクライナ侵攻は長期化し、世界経済に暗い影を落としています。米中間の緊張が高まり、中国や台湾のビジネス環境の変化を注視する必要もあります。テレビ東京グループは基本的人権を尊重しつつ、公平・公正な報道姿勢を貫くことにより、自由で豊かな社会の実現を目指します。

6. 企業集団の主要な事業区分（2023年3月31日現在）

事業区分	事業内容
地上波放送事業	地上波テレビ番組の制作・放送・広告枠の販売、番組の国内地上波放送局向け販売、放送番組の周辺権利を利用した事業、映画出資事業、イベント事業
放送周辺事業	放送番組の企画制作・技術・音楽出版・番組販売・通信販売等、放送事業を機能的に補完する事業
B S 放送事業	B S テレビ番組の制作・放送・広告枠の販売、B S 放送番組の周辺権利を利用した事業
コミュニケーション事業	インターネット・モバイル向け映像コンテンツ等の配信・提供などの事業

7. 企業集団の主要拠点等（2023年3月31日現在）

当社	本社	東京都港区
(株)テレビ東京	本社・スタジオ	東京都港区
	天王洲スタジオ	東京都品川区
	関西支社	大阪府大阪市北区
	名古屋支社	愛知県名古屋市中区
(株)B S テレビ東京	本社・スタジオ	東京都港区
(株)テレビ東京コミュニケーションズ	本社	東京都港区

8. 企業集団の従業員の状況（2023年3月31日現在）

(1) 企業集団の従業員数

(役員を除く)

事業区分	従業員数	前連結会計年度末比
地上波放送事業	648名	17名増
放送周辺事業	758名	24名増
B S 放送事業	80名	4名増
コミュニケーション事業	103名	10名増
全社（共通）	102名	2名増
合計	1,691名	57名増

(注) 従業員数は就業人員数を表示しております。また、臨時雇用者を含んでおりません。

(2) 当社の従業員の状況

(役員を除く)

従業員数	前期末比	平均年齢	平均勤続年数
102名	2名増	49.0歳	23.4年

(注) 従業員数は、(株)テレビ東京、(株)B S テレビ東京、(株)テレビ東京コミュニケーションズとの兼務者を含む就業人員数を表示しております。また、臨時雇用者を含んでおりません。

9. 重要な子会社等の状況 (2023年3月31日現在)

(1) 重要な子会社及び関連会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	設立年月日
(子会社)	百万円	%		
(株)テレビ東京	8,910	100.0	地上波テレビ番組の制作・放送及びテレビ広告枠の販売	1968.7.1
(株)BSテレビ東京	6,700	100.0	BSテレビ番組の制作・放送及びテレビ広告枠の販売	1998.12.14
(株)テレビ東京コミュニケーションズ	70	100.0	放送コンテンツ等の権利獲得処理、及びインターネット等への配信	2001.3.1
(株)テレビ東京ミュージック	10	100.0 (100.0)	音楽著作権の管理	1969.8.25
(株)テレビ東京メディアネット	20	100.0 (100.0)	放送番組、パッケージソフトの販売	1978.4.1
(株)テレビ東京メディアワークス	10	100.0	テレビコマーシャルの放送準備	1978.9.30
(株)テレビ東京アート	20	100.0	美術装置、照明、CGの企画制作	1986.10.1
(株)テレビ東京システム	10	100.0	コンピュータシステムの企画開発・管理	1987.10.1
(株)テレビ東京制作	20	100.0	テレビ番組の企画・制作	1988.3.1
(株)テレビ東京ダイレクト	20	100.0 (100.0)	通信販売事業、広告代理業	1994.12.1
(株)テクノマックス	40	100.0	番組の制作技術、送出技術、編集業務	1998.4.1
(株)テレビ東京ビジネスサービス	20	100.0	施設管理業務、各種サービス業務	1999.10.1
(株)イー・ティー・エックス	100	100.0 (100.0)	アニメーションの放送業務、アニメーション番組の企画・制作・著作権取得	2000.6.26
TV TOKYO AMERICA, INC.	USドル 1,000,000	100.0 (100.0)	米国報道業務	2000.12.12
(株)リアルマックス	30	51.0 (51.0)	ゴルフ用品の販売及びゴルフスクールの運営	2003.12.8

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容	設立年月日
(関 連 会 社)	百万円	%		
(株)日経映像	60	33.3 (33.3)	テレビ番組の企画・制作・販売、テレビニュースの取材・制作	1958.7.1
(株)インタラクティブヴィ	100	42.5 (42.5)	東経110度CS認定基幹放送事業	2001.1.18
(株)日経CNBC	905	34.9	ビジネス経済ニュースの提供	1999.7.1
(株)TVer	100	16.4 (16.4)	テレビ番組の無料配信サービス	2006.4.3

(注) 1. 「出資比率」欄の(内書)は間接所有です。

2. 上記のほか、民法上の任意組合NARUTO製作委員会他16社を持分法適用の非連結子会社としております。

(2) 特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産
(株)テレビ東京	東京都港区六本木三丁目2番1号	43,041百万円	114,449百万円

(3) その他重要な関係会社の状況

(株)日本経済新聞社は当社の議決権の33.2%を保有しており、当社は同社の持分法適用の関連会社ではありません。

10. 主要な借入先の状況 (2023年3月31日現在)

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社みずほ銀行	1,800
株式会社三井住友銀行	1,500
株式会社三菱UFJ銀行	1,200
株式会社りそな銀行	500
日本生命保険相互会社	100

■ II. 株式に関する事項 (2023年3月31日現在)

- | | |
|--------------|-------------------------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 100,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 27,579,500株 (自己株式292,770株を含む) |
| (3) 株主数 | 13,172名 |
| (4) 単元株式数 | 100株 |
| (5) 大株主の状況 | |

株 主 名	当社への出資状況	
	持株数	持株比率
	株	%
株式会社日本経済新聞社	9,052,710	33.18
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	1,861,500	6.82
株式会社みずほ銀行	1,006,300	3.69
三井物産株式会社	1,002,050	3.67
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	685,400	2.51
日本生命保険相互会社	680,150	2.49
株式会社東京計画	660,000	2.42
株式会社S M B C 信託銀行 (株式会社三井住友銀行退職給付信託口)	590,500	2.16
嶋村 吉洋	521,000	1.91
株式会社M B S メディアホールディングス	518,050	1.90

(注) 自己株式 (292,770株) は持株比率の計算からは除いております。

■ Ⅲ. 会社役員に関する事項

1. 取締役及び監査役の状況 (2023年3月31日現在)

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	小 孫 茂	(株)テレビ東京 代表取締役会長
代表取締役社長	石 川 一 郎	(株)テレビ東京 代表取締役社長 (株)日本経済新聞社 取締役
専 務 取 締 役	新 実 傑	C I O、技術、メディア戦略、業務改革統括 (株)テレビ東京 専務取締役 (株)BSテレビ東京 代表取締役社長
専 務 取 締 役	松 本 篤 信	コンテンツ全般（編成、制作、営業、配信統括）コンテンツ統括会議議長 (株)テレビ東京 専務取締役
専 務 取 締 役	狐 崎 浩 子	コーポレート（経営企画、法務、広報、労務、グループ、プロモーション）統括
専 務 取 締 役	川 崎 由 紀 夫	アニメ・ビジネス、イベント戦略統括 (株)イー・ティー・エックス 代表取締役社長
常 務 取 締 役	吉 次 弘 志	経理、ネットワーク戦略、報道統括 (株)テレビ東京 常務取締役
取締役(社外取締役)	大 橋 洋 治	A N Aホールディングス(株) 相談役
取締役(社外取締役)	岩 沙 弘 道	三井不動産(株) 代表取締役会長
取締役(社外取締役)	岡 田 直 敏	(株)日本経済新聞社 代表取締役会長
取締役(社外取締役)	澤 部 肇	T D K(株) 元代表取締役会長 (株)荏原製作所 社外取締役
取締役(社外取締役)	奥 正 之	(株)三井住友フィナンシャルグループ 名誉顧問 レンゴー(株) 社外取締役 (株)ロイヤルホテル 社外取締役 東亜銀行有限公司 非常勤取締役
常 勤 監 査 役	小田原 明 子	(株)テレビ東京 常勤監査役
監査役(社外監査役)	村 上 一 則	(株)テレビ東京 監査役
監査役(社外監査役)	加賀見 俊 夫	(株)オリエンタルランド 代表取締役会長(兼)C E O 京葉瓦斯(株) 社外監査役
監査役(社外監査役)	尾 崎 道 明	弁護士 弁護士法人瓜生・糸賀法律事務所 特別顧問 年金積立金管理運用独立行政法人 経営委員・監査委員

- (注) 1. 取締役 大橋洋治氏、取締役 岩沙弘道氏、取締役 岡田直敏氏、取締役 澤部肇氏、取締役 奥正之氏は、社外取締役であります。
2. 監査役 村上一則氏、監査役 加賀見俊夫氏、監査役 尾崎道明氏は、社外監査役であります。
3. 監査役 村上一則氏は長年にわたり経理業務に従事し、財務及び会計について相当な知見を有しております。
4. 当社は取締役 大橋洋治氏、取締役 岩沙弘道氏、取締役 澤部肇氏、取締役 奥正之氏、監査役 加賀見俊夫氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
5. 2023年4月1日に取締役の担当を次の通り変更しております。

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
専 務 取 締 役	松 本 篤 信	営業、スポーツ統括 (株)テレビ東京 専務取締役

2. 人事諮問委員会・報酬諮問委員会・経営懇談会の概要

当社は独立社外取締役の意見を経営に反映させることにより、経営の客観性、透明性などを確保するため、取締役会の諮問機関として「人事諮問委員会」と「報酬諮問委員会」を設置しております。両委員会は独立社外取締役2名と代表取締役社長で構成し、委員長は独立社外取締役が務めております。また、代表取締役社長の助言機関として、社外取締役と代表取締役が出席する「経営懇談会」を開催しております。

3. 責任限定契約の内容の概要

当社は社外取締役及び社外監査役の全員との間で、会社法第423条第1項の損害賠償責任を会社法に定める最低責任限度額までとする責任限定契約を締結しております。

4. 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、保険会社との間において、当社及び子会社（株）テレビ東京、（株）BSテレビ東京）の取締役、監査役、執行役員及び管理職従業員を被保険者として、被保険者が行った行為に起因して、被保険者に対して損害賠償請求がなされたことにより被保険者が被る法律上の損害賠償金及び争訟費用等を補填することを目的とする保険契約を締結しております。保険料については当社が全額負担しております。

この保険契約により被保険者の職務の執行の適正性が損なわれないようにするため、犯罪行為または法令に違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は補填されない等の免責事由があります。

5. 取締役及び監査役の報酬等

(1) 取締役の報酬

①取締役の個人別の報酬等の決定の方針の決定方法

当社は、2021年4月21日開催の取締役会において、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして機能させることを目的とした「取締役の個人別の報酬等の内容にかかる決定方針」を決議しております。当事業年度においてもこの方針を踏襲し、取締役の個人別の報酬等を決定しています。なお、2022年4月から当社の取締役報酬の内容等について取締役会から諮問を受け、答申するための報酬諮問委員会を設置しております。同委員会は独立社外取締役が委員長を務め、かつ独立社外取締役が過半数を占めております。

②取締役の個人別の報酬等の決定の方針の概要

<常勤取締役の報酬>

常勤取締役の報酬は、基本報酬である「月額報酬」及び長期インセンティブである「株式取得報酬」で構成しております。

常勤取締役の各人別の月額報酬額は、各取締役の役位、在任期間、担当職務、職務執行能力及び過年度における業績への寄与度等に基づいて支給額を決定します。

株式取得報酬はいわゆる「長期インセンティブ」と位置付けられ、業績の向上だけでなく、中長期的な視点から株価との連動性を高めることを目的とし、原則として各取締役の月額報酬の2カ月分以内を1年分として支給します。これを月割りしたうえで月額報酬にあわせて支給され、原則としてその全額を役員持株会へ月々拠出し、当社株式を継続的に取得します。株式取得報酬で取得した当社株式は、取締役在任期間中は原則として売却することはできません。

また、短期的な業績連動報酬として支給される賞与は、基本報酬の限度額とは別に定時株主総会で支給総額の決議を経たうえで支給しております。賞与の総額の計算に当たっては、連結売上高、同営業利益、親会社株主に帰属する当期純利益等を指標として、過去の賞与額の水準と当該期の事業環境等を考慮して算定しております。当期の業績等につきましては前記の「事業の経過及びその成果」に記載のとおりであります。

<非常勤取締役の報酬>

非常勤の取締役の報酬は、原則として月額報酬のみとし、その取締役の社会的地位及び会社への貢献度等を考慮のうえ決定します。

<取締役の個人別の報酬等の決定の委任>

取締役の個人別の報酬等の決定については取締役会が代表取締役社長に委任できることを定めております。

当事業年度においては、2022年6月16日開催の取締役会にて代表取締役社長石川一郎氏に取締役の個人別の報酬額の決定について委任する決議をしております。その権限の内容は、「取締役報酬規程」に基づいて、取締役の基本報酬（月額報酬及び株式取得報酬）の額を決定すること、及び同日開催の第12回定時株主総会で可決された取締役賞与の配分を決定することであり、これらの権限を委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当事業の評価を行うには代表取締役社長に委任することが最も適切であると考えからであります。

③当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容が決定の方針に合致すると判断する理由

当事業年度の実績は、報酬諮問委員会に個人別報酬のあり方等を諮問し、答申を受けております。なお、同委員会は、2022年4月、5月、12月に開催しているほか、2023年4月にも開催し、報酬のあり方等について多角的に議論しております。また、社外取締役と代表取締役で構成する経営懇談会のメンバーの意見も参考にしております。

こうした議論を経たうえで、代表取締役社長がその職責に従って適切に決定し支給しており、当該決定方針に合致していると判断しております。

(2) 監査役の報酬

監査役の報酬は、「監査役報酬規程」に従って監査役の協議により決定します。

監査役の報酬は、原則として月額報酬のみで構成しております。

監査役の各人別の月額報酬額は、常勤・非常勤の別及び在任期間並びに担当職務等に基づいて、監査役の協議により支給額を決定します。非常勤の監査役の報酬については、その監査役の社会的地位及び会社への貢献度等を考慮のうえ決定します。

(3) 当事業年度に係る支給人員及び支給額

役員区分	対象となる 役員の員数 (名)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			報酬等の総額 (百万円)
		基本報酬		業績連動報酬	
		月額報酬	株式取得報酬	賞与	
取締役 (うち社外取締役)	10 (4)	247 (35)	27 (0)	37 (0)	313 (35)
監査役 (うち社外監査役)	4 (3)	49 (28)	— (—)	— (—)	49 (28)

(注) 1. 上記には使用人分給与は含まれておりません。

2. 上記には、2022年6月16日開催の第12回定時株主総会をもって退任した取締役1名の報酬が含まれております。

3. 取締役の基本報酬の限度額は、当社第11回定時株主総会（2021年6月17日開催）にて、年額500百万円以内（うち社外取締役の報酬等の額は年額40百万円以内）と決議されております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は12名（うち社外取締役は5名）です。

4. 監査役の基本報酬の限度額は、当社第1回定時株主総会（2011年6月24日開催）にて年額60百万円以内と決議されております。当該定時株主総会終結時点の監査役の員数は4名です。

5. 取締役の支給人員のうち、社外取締役1名とグループ会社の役員を兼任し当該社が報酬を支払う2名に対しては当社から報酬の支払いがないため、役員の員数に含まれておりません。

6. 当社は業績連動報酬として賞与を支給しており、業務執行を担う取締役の賞与については業績との連動性が高いことから、定時株主総会にて基本報酬の限度額とは別に支給額の決議をいただいております。表に記載の賞与額は、当事業年度における役員賞与引当金の繰入額37百万円（取締役5名に対し37百万円）であり、当該賞与は本総会にて「取締役賞与支給の件」が原案どおり決議されることによって支給されます。なお、監査役、社外役員には賞与を支給しておりません。

6. 社外役員に関する事項

(1) 重要な兼職先と当社との関係

氏 名	兼職先と当社との関係
岡田直敏	・(株)日本経済新聞社 代表取締役会長 当社は同社の持分法適用の関連会社であります。
村上 一 則	・(株)テレビ東京 監査役 同社は当社の連結子会社であり、グループの中核をなす事業子会社であります。当社は同社との間で、経営状況を管理、指導するための経営管理契約を締結しております。

(注) 上記以外の兼職先については、当社との間に重要な取引その他の関係はありません。

(2) 当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
取 締 役	大 橋 洋 治	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、人事諮問委員会、経営懇談会に出席し、代表取締役に対して有益な意見を積極的に述べております。
取 締 役	岩 沙 弘 道	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、報酬諮問委員会、経営懇談会に出席し、代表取締役に対して有益な意見を積極的に述べております。
取 締 役	岡 田 直 敏	当事業年度に開催した取締役会13回のうち12回に出席し、豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、(株)日本経済新聞社の代表取締役会長と兼任することにより同社と当社グループの協調的な発展に尽力しております。
取 締 役	澤 部 肇	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、人事諮問委員会、経営懇談会に出席し、代表取締役に対して有益な意見を積極的に述べております。
取 締 役	奥 正 之	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、報酬諮問委員会、経営懇談会に出席し、代表取締役に対して有益な意見を積極的に述べております。
監 査 役	村 上 一 則	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席して豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、代表取締役との意見交換会に出席し、経営計画とその進捗状況や成長戦略に関する詳細な説明を受け、監査役の立場から意見を述べております。
監 査 役	加 賀 見 俊 夫	当事業年度に開催した取締役会13回のうち10回に出席し、また監査役会13回のうち10回に出席して豊富な経営経験、知識に基づいた意見を述べております。また、代表取締役との意見交換会に出席し、経営計画とその進捗状況や成長戦略に関する詳細な説明を受け、監査役の立場から意見を述べております。
監 査 役	尾 崎 道 明	当事業年度に開催した取締役会13回の全てに出席し、また監査役会13回の全てに出席して法曹界での豊富な経験、専門知識に基づいた意見を述べております。また、代表取締役との意見交換会に出席し、経営計画とその進捗状況や成長戦略に関する詳細な説明を受け、監査役の立場から意見を述べております。

■ IV. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支 払 額
公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬	36百万円
当社及び当社子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	68百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記金額は合計額で記載しております。
2. 当社の監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等の相当性について必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意いたしました。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合など、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

■ V. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

1. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容は以下のとおりであります。

(1) 企業活動の健全性を確保する。

- ①当社グループは、放送事業を中核事業としており、公共性・社会的責務の重要性を深く認識し、企業倫理をはじめ諸法令、当社が定める諸基準・指針等を順守し、健全かつ適切な企業活動が行われるよう体制を強化する。
- ②コンプライアンスの基準となる「テレビ東京グループ行動規範」の順守を当社グループ全ての役員・従業員に徹底する。
- ③法務統括局が中心となり、グループ全体のコンプライアンスに関する諸施策を推進する。
- ④コンプライアンス推進の実効性を高めるために、定期的にグループ役員・従業員を対象としたコンプライアンス研修を実施する。
- ⑤当社グループの全従業員や取引先等が法令や行動規範の違反、あるいは違反するおそれのある行為等について通報・相談できる内部通報窓口を当社及び外部に置き、グループ全体の企業活動の健全性を確保する。

(2) リスク管理体制を整備・推進する。

- ①リスク管理は、「リスク管理・コンプライアンス委員会」が中心となり、「リスク管理規程」に基づき、グループ全体として行う。
- ②「リスク管理・コンプライアンス委員会」は、グループ各社にリスク管理責任者を置き、グループ全体のリスクを把握し、その影響を最小化するための対策構築を指示し進捗を管理する。
- ③万一損失の危険が発生した場合でも、速やかに緊急対策や回復措置が実行され、損失の極小化や再発防止が図れるよう体制を強化する。

(3) 業務の効率化を図る。

- ①常勤取締役・常勤監査役を基本メンバーとした「グループ経営会議」を原則毎週1回開催し、テレビ東京グループの経営戦略及び重要な業務執行を合理的かつスピーディに審議決定する。
- ②取締役会は社外取締役・社外監査役が出席し、グループ全体の重要事項の合理的な意思決定を行うとともに、グループ会社の業務執行の監督を行う。
- ③経営の監督と業務執行の役割を明確化し、当社の取締役は経営判断・戦略策定と業務執行の監督に極力専念し、経営目標の実現を図る。
- ④社内規程に基づく、職務分掌、職務権限及び決裁ルールにより、適正かつ効率的に業務を行う。

(4) 内部監査を実施する。

当社に「内部監査室」を置き、当社およびグループ会社の業務の遂行やコンプライアンス体制、リスク管理および内部統制システム等の整備・運営状況を監査する。

(5) 重要な書類を保存し管理する。

- ①重要な会議の議事録、稟議書等重要な情報・書類については、法令および社内規程により保存期間等を定め保存し、適宜閲覧できるよう適切に管理する。
- ②情報セキュリティについては、「情報セキュリティ基本規程」により業務を通じて取り扱われる重要な情報を安全に管理する。

(6) グループガバナンスを強化する。

- ①グループ会社に対しては経営の自主自立を尊重しつつ、重要事項については、「経営管理契約」および「テレビ東京グループ会社管理規程」等により、当社取締役会やグループ経営会議に事前承認または報告を求めするなどグループ全体のガバナンス構築に努め、当社グループの総合的な事業の発展を図る。
- ②グループ会社社長が出席する「グループ社長会」や「グループ連絡会」を定期的に開催し、グループとしての経営方針の徹底や経営情報の共有化を図る。
- ③グループ会社には、取締役・監査役を派遣しグループ全体のガバナンス向上に努める。

(7) 監査役監査の向上を図る。

①監査体制の強化

- ・監査役監査を補助するため「監査役会事務局」を置く。
- ・監査役会事務局員の取締役からの独立性を確保するため、当該事務局員の人事、懲戒等については、監査役会と事前協議を行う。

②監査の実効性向上

- ・取締役および従業員は、監査の実効性を確保するため、取締役会および監査役会で定められた監査役に報告すべき当社およびグループ会社に関する事項を適時、適切に報告する。また、当社およびグループ会社に経営、業績に影響を及ぼす重要な事項が発生した場合、適時、適切に監査役に報告する。なお、当社およびグループ会社は取締役および従業員が監査役に当該報告を行ったことを理由として、当該報告者に対して不利益な取扱いを行わない。
- ・監査役会は原則として毎月開催し、併せて代表取締役と定期的に経営課題に関する意見交換会を開催する。
- ・常勤監査役は重要な会議に出席するとともに、内部監査室や会計監査人から監査計画、監査の結果報告などを適宜聴取し、監査の実効性の向上と効率化を図る。
- ・グループ会社の監査役が出席する「グループ監査役連絡会」を定期的に開催し、グループ情報の共有化を図る。

・取締役は監査役の監査に協力し、監査にかかる諸費用については、監査の実効性を担保すべく予算を措置する。

(8) 財務報告の適正を確保する。

金融商品取引法に基づき、財務報告の信頼性を確保するための内部統制システムをグループとして整備し、その有効かつ効率的な運用および評価を行う。

2. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当該事業年度における業務の適正を確保するための体制についての運用状況の概要は、以下のとおりであります。

(1) 企業活動の健全性の確保について

①グループの役員・従業員が守るべき基本姿勢としてのコンプライアンス・ポリシーおよび実践のための行動基準を定めた「テレビ東京グループ行動規範」の周知・教育を実施し、浸透を図っております。また、コンプライアンスやリスク情報をテーマとしたグループ全社一斉メールを随時発信するなど、コンプライアンスの啓発を推進しております。

②コンプライアンス研修については、グループの新入社員・管理職・役員を対象とした階層別研修において必須のプログラムとして行うとともに、各グループ会社に対し、ハラスメント防止、下請取引、個人情報保護、インサイダー取引防止等のテーマ別研修を適宜開催、アーカイブ化しております。

③内部通報制度については、当社および外部（弁護士）に窓口を置き、「内部通報に関する規程」に従い適切に運用しております。2022年6月の改正公益通報者保護法施行を受け社内規程の見直し・制度の充実化を図り、グループ全体に周知いたしました。

(2) リスク管理体制の整備・推進について

「リスク管理・コンプライアンス委員会」を年6回開催し、年度計画を決定、リスク調査、グループとして対策を必要とする重要なリスクの特定、その対策内容の評価、進捗状況の監督といった施策によりグループ横断的なリスクマネジメントを社外委員も入れて推進しております。

(3) 効率的な職務執行体制について

①「グループ経営会議」を原則毎週1回開催し、グループにおける重要な意思決定や業務執行状況の監督を行っております。

②取締役会については、社外取締役・社外監査役が出席し当該事業年度においては13回開催いたしました。取締役12人中5人を社外取締役とし、コーポレート・ガバナンスの充実を図っております。執行役員制度を導入し、経営の監督と業務執行の役割を明確化しました。

③「コンテンツ統括会議」を原則毎週1回開催し、グループ全体におけるコンテンツの方針・戦略・施策を審

議・策定しております。

(4) 内部監査について

内部監査室が取締役社長より承認された年度内部監査計画に基づき、内部統制監査および業務監査を行っております。

(5) 重要な情報の保存・管理について

- ①取締役会やグループ経営会議の議事録、稟議書等の重要な情報・書類については、法令および社内規程に基づき所管部署が適切に管理しております。
- ②サイバーセキュリティ対策を推進するとともに、情報セキュリティ基本規程により重要な情報の安全管理に努めています。

(6) グループガバナンスについて

- ①当社の取締役会やグループ経営会議において、各グループ会社の重要案件に関しては事前承認がなされ、進捗状況に関し報告されております。
- ②原則年5回「グループ社長会」を、また原則毎週1回「グループ連絡会」を開催し、各社の経営情報を共有しております。
- ③グループ各社には、取締役や監査役を派遣し、各社の取締役会において重要な意思決定に参画するとともに業務執行状況を監督しております。

(7) 監査役監査について

- ①監査役の職務を補助する組織として「監査役会事務局」を置いております。
- ②常勤監査役は、取締役会、グループ経営会議およびグループ社長会等の重要な会議に出席し経営情報を収集するとともに、会計監査人による監査結果、内部監査室による内部監査結果に関し定期的に報告を受け、内部通報の内容等に関しても適宜報告を受けております。
- ③監査役会については、当該事業年度においては13回開催し、また、(株)テレビ東京ホールディングスおよび(株)テレビ東京の代表取締役と監査役会との意見交換会を開催いたしました。
- ④グループ監査役連絡会は、当該事業年度においては5回開催し、グループ各社の経営計画の進捗状況や監査に関し情報を共有しております。

(8) 財務報告の適正の確保について

財務報告に係る内部統制の整備状況評価および運用状況評価について、「リスク管理・コンプライアンス委員会」が年度計画、進捗状況および最終評価結果等を取締役会およびグループ経営会議に報告し、財務報告に係る内部統制の適正性を確保しております。

(注) 本事業報告中の記載金額は表示単位未満の端数を切り捨て、比率については表示単位未満の端数を四捨五入しております。

計算書類等

■ 連結貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	85,704
現金及び預金	41,787
受取手形及び売掛金	29,199
未取還付法人税等	1,824
金銭の信託	393
制作勘定	9,919
商品	800
貯蔵品	15
その他	1,767
貸倒引当金	△3
固定資産	54,229
有形固定資産	25,272
建物及び構築物	10,323
機械装置及び運搬具	9,192
工具、器具及び備品	762
土地	4,291
リース資産	627
建設仮勘定	75
無形固定資産	3,666
投資その他の資産	25,290
投資有価証券	17,806
長期貸付金	23
繰延税金資産	965
その他	6,515
貸倒引当金	△20
資産合計	139,933

科目	金額
負債の部	
流動負債	41,841
支払手形及び買掛金	5,910
短期借入金	5,100
1年内返済予定の長期借入金	168
リース債務	87
未払費用	22,039
未払法人税等	1,020
賞与引当金	2,389
役員賞与引当金	184
その他	4,940
固定負債	4,740
長期借入金	655
リース債務	542
長期未払金	1,004
繰延税金負債	484
役員退職慰労引当金	50
退職給付に係る負債	1,920
その他	80
負債合計	46,582
純資産の部	
株主資本	90,209
資本金	10,000
資本剰余金	18,215
利益剰余金	62,593
自己株式	△598
その他の包括利益累計額	2,950
その他有価証券評価差額金	2,922
為替換算調整勘定	55
退職給付に係る調整累計額	△27
非支配株主持分	191
純資産合計	93,351
負債純資産合計	139,933

■ 連結損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
売上高		150,963
売上原価		103,449
売上総利益		47,513
販売費及び一般管理費		38,283
営業利益		9,229
営業外収益		
受取利息及び配当金	255	
為替差益	4	
受取賃貸料	50	
投資事業組合運用益	56	
その他	68	435
営業外費用		
支払利息	23	
持分法による投資損失	204	
投資事業組合運用損	9	
金銭の信託運用損	40	
その他	10	286
経常利益		9,378
特別利益		
投資有価証券売却益	323	
関係会社株式交換益	314	638
特別損失		
固定資産除却損	13	
減損損失	76	
投資有価証券評価損	198	287
税金等調整前当期純利益		9,729
法人税、住民税及び事業税	3,043	
法人税等調整額	△30	3,013
当期純利益		6,716
非支配株主に帰属する当期純利益		△8
親会社株主に帰属する当期純利益		6,724

■ 連結株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当期首残高	10,000	18,643	57,530	△58	86,115
当期変動額					
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△39			△39
剰余金の配当			△1,661		△1,661
親会社株主に帰属する当期純利益			6,724		6,724
自己株式の取得				△929	△929
自己株式の消却		△389		389	—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)					
当期変動額合計	—	△428	5,062	△540	4,094
当期末残高	10,000	18,215	62,593	△598	90,209

	その他の包括利益累計額				非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	為替換算調整勘定	退職給付に係る調整累計額	その他の包括利益累計額合計		
当期首残高	3,530	7	△37	3,500	221	89,836
当期変動額						
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動						△39
剰余金の配当						△1,661
親会社株主に帰属する当期純利益						6,724
自己株式の取得						△929
自己株式の消却						—
株主資本以外の項目の当期変動額 (純額)	△608	48	10	△549	△29	△579
当期変動額合計	△608	48	10	△549	△29	3,514
当期末残高	2,922	55	△27	2,950	191	93,351

【 連結注記表 】

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等)

1. 連結の範囲に関する事項

- | | |
|-------------|---|
| (1) 連結子会社の数 | 15社 |
| 連結子会社の名称 | (株)テレビ東京
(株)BSテレビ東京
(株)テレビ東京コミュニケーションズ
(株)テレビ東京ミュージック
(株)テレビ東京メディアネット
(株)テレビ東京メディアワークス
(株)テレビ東京アート
(株)テレビ東京システム
(株)テレビ東京制作
(株)テレビ東京ダイレクト
(株)テクノマックス
(株)テレビ東京ビジネスサービス
(株)エー・ティー・エックス
TV TOKYO AMERICA, INC.
(株)リアルマックス |

(株)テレビ東京ヒューマンは2022年7月1日付けで(株)テレビ東京コマーシャルを存続会社とする吸収合併により消滅したため、連結の範囲から除外しております。また(株)テレビ東京コマーシャルは同日付で(株)テレビ東京メディアワークスに商号変更をしております。

(株)リアルマックスは2022年10月31日の株式取得に伴い、当連結会計年度より連結子会社となりました。なお、みなし取得日を2022年12月31日として連結の範囲に含めております。

- (2) 主要な非連結子会社の名称等
NARUTO製作委員会（民法上の任意組合）
杭州都愛漫貿易有限公司
杭州都之漫文化創意有限公司
（連結の範囲から除いた理由）

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純利益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結子会社の数 16社

主要な会社の名称

NARUTO製作委員会（民法上の任意組合）

(2) 持分法適用の関連会社の数 4社

会社等の名称

(株)日経映像

(株)日経CNBC

(株)インタラクティブィ

(株)TVer

当連結会計年度において、関連会社でありました(株)プレミアム・プラットフォーム・ジャパンは当社が保有する株式のすべてを株式交換したことに伴い、持分法の範囲から除外しております。なお、連結計算書類の作成にあたっては、同日までの持分法による投資損失を連結しております。

(3) 持分法非適用の非連結子会社または関連会社の主要な会社名

杭州都愛漫貿易有限公司

杭州都之漫文化創意有限公司

(持分法を適用しない理由)

持分法を適用していない非連結子会社は、それぞれ当期純損益（持分に見合う額）及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、TV TOKYO AMERICA, INC.を除き、全て連結決算日と一致しております。

なお、TV TOKYO AMERICA, INC.は12月31日を決算日としています。連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の財務諸表を使用し、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券		償却原価法（定額法）
その他有価証券	市場価格のない株式等 以外のもの	時価法 (評価差額は全部純資産直入法により処理し、 売却原価は移動平均法により算定)
	市場価格のない株式等	移動平均法による原価法

② 棚卸資産の評価基準及び評価方法

評価基準は原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

制作勘定	個別法
商品・貯蔵品	主として先入先出法

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

(リース資産を除く)	定額法	なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。
		建物及び構築物 3年～50年
		機械装置及び運搬具 2年～12年

② 無形固定資産

(リース資産を除く)	定額法	なお、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
------------	-----	--

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

- ① 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金 従業員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ③ 役員賞与引当金 役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う分を計上しております。
- ④ 役員退職慰労引当金 一部の連結子会社において、役員の退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく当連結会計年度末要支給額を計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

- ① 退職給付見込額の期間帰属方法
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により費用処理しております。
数理計算上の差異は、各連結会計年度の発生時において一括費用処理しております。

(5) 重要な外貨建の資産または負債の本邦通貨への換算の基準

在外子会社の資産、負債、収益及び費用は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めております。

(6) のれんの償却方法及び償却期間

のれんは効果の発現する期間を合理的に見積もり、その期間にわたり均等償却を行うものとしております。なお、金額に重要性が乏しい場合には、のれんが生じた期の損益として処理しております。

(7) 収益及び費用の計上基準

「収益認識に関する注記」に記載の通りであります。

(8) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

② 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の国内連結子会社は、当連結会計年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。ただし、「所得税法等の一部を改正する法律」（令和2年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、当連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）を適用しております。

(会計方針の変更)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。）を当連結会計年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

繰延税金資産の回収可能性

(1)当連結会計年度の連結貸借対照表に計上した金額

繰延税金資産 1,840百万円

(2)見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社グループは、繰延税金資産の計上にあたり、事業計画を基礎として、慎重かつ実現可能性の高い継続的な税務計画を検討し、将来の課税所得等の予測を行っております。その結果、将来回収が見込まれないと判断した繰延税金資産については、評価性引当額を認識しております。事業計画における重要な仮定にはテレビ広告の市場の見通しが含まれます。

このような重要な仮定は、経営者による最善の見積りによって行っていますが、将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、実際に発生した課税所得の時期及び金額が見積りと異なった場合、翌連結会計年度の連結計算書類において、繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

(連結貸借対照表に関する注記)

有形固定資産の減価償却累計額 37,257百万円

流動負債「その他」のうち、契約負債の残高 2,249百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上高のうち、顧客との契約から生じる収益の 150,963百万円
額

2. 減損損失

当連結会計年度において、当社グループは以下の資産について減損損失を計上いたしました。

減損損失を認識した資産の概要

用途	種類	場所	金額
事業用資産	ソフトウェア	株式会社テレビ東京 (東京都港区)	76百万円

(株)テレビ東京の「池袋ミラーワールド」がサービス終了を決定したことにより、減損の兆候を識別し、関連資産の帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。なお、回収可能価額は将来キャッシュ・フローが見込めないことからゼロとして評価しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当連結会計年度末の発行済株式の種類及び総数
普通株式 27,579,500株
2. 自己株式に関する事項
普通株式 292,770株
3. 配当に関する事項
(1) 配当金支払額

決 議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基 準 日	効力発生日
2022年6月16日 定時株主総会	普通株式	1,248	45.00	2022年3月31日	2022年6月17日
2022年11月2日 取締役会	普通株式	413	15.00	2022年9月30日	2022年12月5日
計	—	1,661	—	—	—

- (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの
2023年6月15日を決議日として、次のとおり配当を予定しております。

- ① 配当金の総額…………… 1,773百万円
- ② 配当の原資……………利益剰余金
- ③ 1株当たり配当額……………65円00銭
- ④ 基準日……………2023年3月31日
- ⑤ 効力発生日……………2023年6月16日

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

税務上の繰越欠損金	1,874百万円
退職給付に係る負債	604百万円
賞与引当金	743百万円
投資有価証券	626百万円
減価償却超過額	77百万円
資産除去債務	173百万円
未払事業税	188百万円
固定資産の未実現利益消去	162百万円
その他有価証券評価差額金	63百万円
長期未払金	459百万円
その他	351百万円
繰延税金資産小計	<u>5,325百万円</u>
評価性引当額	<u>△3,484百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>1,840百万円</u>
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	△1,352百万円
債権債務相殺に伴う貸倒引当金の修正	0百万円
連結納税加入に伴う資産の評価損	△2百万円
その他	△4百万円
繰延税金負債合計	<u>△1,359百万円</u>
繰延税金資産純額	<u>480百万円</u>

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△0.4%
住民税均等割	0.2%
雇用促進税制に係る税額控除	△2.6%
持分法投資損益	0.7%
評価性引当額の増減	△0.5%
のれん償却	0.4%
連結子会社との実効税率差異	1.4%
その他	△0.2%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>31.0%</u>

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

「連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等」の「(8)②連結納税制度からグループ通算制度への移行」に記載のとおりであります。

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主に資金計画及び設備投資計画に照らして、必要な資金（主に銀行借入）を調達しております。一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用し、また、短期的な運転資金を銀行借入により調達しております。デリバティブは、後述するリスクを回避するための利用に限定しており、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務または資本提携等に関連する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、運転資金の調達を目的としたものであり、変動金利である場合には金利の変動リスクに晒されていますが、必要に応じてデリバティブ取引（金利スワップ取引）を利用してヘッジする方針であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、債権管理規程に従い、営業債権について、各事業部門における管理部門と財務部が連携して主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

デリバティブ取引の利用に当たっては、カウンターパーティーリスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行う予定であります。

当連結会計年度末日現在における最大の信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表されております。

② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、満期保有目的の債券以外のものについては、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

デリバティブ取引については、取引権限や限度額等を定めた市場リスク管理規程に基づき、取引ごとにグループ経営会議で基本方針を承認し、これに従い財務部が取引、記帳及び契約先と残高照合等を行っております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払を実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各社からの報告に基づき財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新するとともに、手元流動性を連結売上高の1カ月分以上に維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足情報

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2023年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません（(注3)を参照ください）。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表 計上額	時価	差額
(1) 金銭の信託	393	393	—
(2) 投資有価証券	10,226	10,226	—
資産計	10,619	10,619	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形及び売掛金」「未払費用」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注2) 連結貸借対照表に持分法相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体への出資については記載を省略しております。当出資の連結貸借対照表計上額は286百万円であります。

(注3) 市場価格のない株式等

(単位：百万円)

区分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	4,769
関係会社株式	2,524

これらについては、「(2) 投資有価証券」には含めておりません。

(注4) 金銭債権及び満期がある有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：百万円)

区分	1年以内	1年超 5年以内	5年超 10年以内	10年超
現金及び預金	41,759	—	—	—
受取手形及び売掛金	29,199	—	—	—
金銭の信託	393	—	—	—
合計	71,351	—	—	—

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

(単位：百万円)

区分	時価			合計
	レベル1	レベル2	レベル3	
投資有価証券				
その他有価証券				
株式	10,226	—	—	10,226
資産計	10,266	—	—	10,266

投資信託の時価は上記に含めておりません。投資信託の連結貸借対照表計上額は393百万円であります。

(2)時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

該当事項はありません。

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

(収益認識に関する注記)

当社グループでは、以下の5ステップアプローチに基づき、顧客への財またはサービスの移転との交換により、その権利を得ると見込む対価の額を反映した金額で収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時にまたは充足するにつれて収益を認識する。

(1) 収益の分解

(単位：百万円)

	放送事業	ライツ事業	通販事業	その他	事業間取引	合計
地上波放送事業	79,257	34,209	—	—	△2,578	110,888
放送周辺事業	—	—	11,118	27,424	△16,150	22,392
B S 放送事業	15,543	1,321	—	—	△812	16,051
コミュニケーション事業	—	—	—	5,181	△3,550	1,631
合計	94,800	35,530	11,118	32,605	△23,091	150,963

(2) 収益を理解するための基礎となる情報

主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点は以下の通りであります。

① 放送事業

当社グループの主たる事業である放送事業に関しては、広告主より依頼された広告を放送する履行義務を負っております。

タイム収入は1つの番組の放送時間の途中で放送する広告枠を販売する形態であります。タイム収入につきましては広告を放送した時点で履行義務が充足されたと判断して収益を認識しております。

スポット収入は前の番組と次の番組が始まる間や特定の番組と関係なく広告枠を販売する形態であります。スポット収入につきましては契約期間において広告を放送するにつれ履行義務が充足されると判断して収益を認識しております。

②ライセンス事業

主に放送番組の周辺権利(インターネットによる動画配信、ビデオグラム化、出版化、ゲーム化、玩具その他の商品化等の権利等)を利用し、さまざまなサービスや商品として展開し収益を上げるライセンス事業に関しては、主に権利の使用を許諾する履行義務を負っております。ライセンス事業の収益は権利の供与時点において、顧客が当該権利に対する支配を獲得することで当社グループの履行義務が充足されると判断した場合、当該時点で収益を認識しています。

③通販事業

通販事業に関しては、顧客から注文された商品を引渡す履行義務を負っております。収益を認識する時点は、出荷時から支配移転時までの間が通常の期間であるため、代替的な取扱いを適用し商品の出荷時に収益を認識しております。また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、過去の実績等に基づき見積もった返品などを控除した金額で測定しています。

(3)当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(単位：百万円)

	当連結会計年度	
	期首残高	期末残高
契約負債	3,131	2,249

契約負債は、主に、権利の使用の供与時点で収益を認識するライセンス事業における顧客とのライセンス契約において支払条件に基づき顧客から受け取った翌期分の前受金に関するものであります。

当連結会計年度に認識された収益のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は3,131百万円であります。

(退職給付に関する注記)

1. 採用している退職給付制度の概要

国内連結子会社は、確定給付型及びリスク分担型並びに確定拠出型の制度を設けており、確定給付型の制度として、確定給付企業年金制度(金利変動型)、厚生年金基金制度及び退職一時金制度を設けております。また、一部の国内連結子会社は、特定退職金共済制度及び中小企業退職金共済制度を採用しております。リスク分担型の制度は「退職給付に関する会計基準」(企業会計基準第26号 2016年12月16日)第4項に定める確定拠出制度に分類されます。リスク分担型企業年金は、標準掛金相当額他に、リスク対応掛金相当額があらかじめ規約に定められており、毎連結会計年度におけるリスク分担型企業年金の財政状況に応じて給付額が増減し、年金に関する財政の均衡が図られることとなります。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	2,571百万円
勤務費用	134百万円
利息費用	4百万円
数理計算上の差異の発生額	67百万円
退職給付の支払額	△378百万円
退職給付債務の期末残高	2,398百万円

(注)一部の連結子会社は、退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用しております。

(2) 年金資産の期首残高と期末残高の調整表 (簡便法を適用した制度を除く。)

年金資産の期首残高	572百万円
期待運用収益	一百万円
数理計算上の差異の発生額	△1百万円
事業主からの拠出額	一百万円
退職給付の支払額	△93百万円
年金資産の期末残高	477百万円

(3) 退職給付債務及び年金資産の期末残高と連結貸借対照表に計上された退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産の調整表の期首残高と期末残高の調整表

積立型制度の退職給付債務	1,354百万円
年金資産	△477百万円
	877百万円
非積立型制度の退職給付債務	1,043百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,920百万円
退職給付に係る負債	2,056百万円
退職給付に係る資産	△135百万円
連結貸借対照表に計上された負債と資産の純額	1,920百万円

(注)退職給付に係る負債及び退職給付に係る資産は、当社の連結貸借対照表の表示上両者をネットしております。

(4) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	134百万円
利息費用	4百万円
期待運用収益	一百万円
数理計算上の差異の費用処理額	68百万円
過去勤務費用の当期費用処理額	10百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	217百万円

(5) 退職給付に係る調整額

退職給付に係る調整額の内訳は、次のとおりであります。

過去勤務費用	10百万円
合計	10百万円

(6) 退職給付に係る調整累計額

退職給付に係る調整累計額の内訳は、次のとおりであります。

未認識過去勤務費用	27百万円
合計	27百万円

(7) 年金資産に関する事項

①年金資産の主な内訳

年金資産合計に対する主な分類ごとの比率は、次のとおりであります。

現金及び預金	83%
その他	17%
合計	100%

②長期期待運用収益率の設定方法

年金資産の長期期待運用収益率を決定するため、現在及び予想される年金資産の配分と、年金資産を構成する多様な資産からの現在及び将来期待される長期の収益率を考慮しております。

(8) 数理計算上の計算基礎に関する事項

当連結会計年度末における主要な数理計算上の計算基礎

割引率	0.3%
長期期待運用収益率	0.0%

3. 確定拠出制度

(1) 確定拠出制度に係る退職給付費用の額

当社及び連結子会社の確定拠出制度への要拠出額は、643百万円でありました。

(2) リスク対応掛金相当額に係る事項

翌連結会計年度以降に拠出することが要求されるリスク対応掛金相当額は3,259百万円であり、当該リスク対応掛金相当額の拠出に関する残存年数は17年11ヶ月であります。

(3) その他の事項

リスク分担型企業年金への移行の時点で規約に定める掛金に含まれる特別掛金相当額の総額は2,582百万円であり、当連結会計年度末時点の特別掛金相当額を未払金(流動負債の「その他」)に516百万円、長期未払金に1,504百万円計上しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産	3,414円10銭
2. 1株当たり当期純利益	244円12銭

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表 (2023年3月31日現在)

(単位 百万円)

科目	金額
資産の部	
流動資産	40,925
現金及び預金	36,032
売掛金	308
金銭の信託	393
前払費用	109
未収還付法人税等	1,622
その他	2,459
固定資産	73,523
有形固定資産	11,841
建物	5,431
構築物	229
機械及び装置	5,847
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	332
無形固定資産	99
投資その他の資産	61,582
投資有価証券	3,397
関係会社株式	55,671
繰延税金資産	19
その他	2,493
資産合計	114,449

科目	金額
負債の部	
流動負債	40,370
短期借入金	5,100
未払金	19
未払費用	536
未払法人税等	72
未払消費税等	115
前受金	195
預り金	34,292
役員賞与引当金	37
固定負債	1,986
長期預り保証金	1,986
負債合計	42,356
純資産の部	
株主資本	72,299
資本金	10,000
資本剰余金	43,725
資本準備金	7,700
その他資本剰余金	36,025
利益剰余金	19,172
その他利益剰余金	19,172
繰越利益剰余金	19,172
自己株式	△598
評価・換算差額等	△206
その他有価証券評価差額金	△206
純資産合計	72,092
負債純資産合計	114,449

損益計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

科 目	金	額
営業収益		14,947
営業費用		10,532
営業利益		4,415
営業外収益		
受取利息及び配当金	33	
受取賃貸料	20	
投資事業組合運用益	56	
その他	5	116
営業外費用		
支払利息	204	
金銭の信託運用損	40	
投資事業組合運用損	6	
その他	4	255
経常利益		4,276
特別利益		
関係会社株式交換益	314	314
特別損失		
固定資産除却損	0	
投資有価証券評価損	165	
関係会社株式評価損	1,788	1,955
税引前当期純利益		2,635
法人税、住民税及び事業税	△902	
法人税等調整額	3	△899
当期純利益		3,535

株主資本等変動計算書 (2022年4月1日から2023年3月31日まで)

(単位 百万円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金	
		資 準 備 金	そ の 他 資 本 剰 余 金	資 剰 余 本 金 計	そ の 他 利 益 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計
当期首残高	10,000	7,700	36,414	44,114	17,298	17,298
当期変動額						
剰余金の配当					△1,661	△1,661
当期純利益					3,535	3,535
自己株式の取得						
自己株式の消却			△389	△389		
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)						
当期変動額合計	—	—	△389	△389	1,873	1,873
当期末残高	10,000	7,700	36,025	43,725	19,172	19,172

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等		純 資 産 計
	自 己 株 式	株 主 資 本 計	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当期首残高	△58	71,354	△11	△11	71,342
当期変動額					
剰余金の配当		△1,661			△1,661
当期純利益		3,535			3,535
自己株式の取得	△929	△929			△929
自己株式の消却	389	—			—
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)			△194	△194	△194
当期変動額合計	△540	944	△194	△194	749
当期末残高	△598	72,299	△206	△206	72,092

【 個別注記表 】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

満期保有目的の債券

償却原価法（定額法）

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等
以外のもの

時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、
売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

移動平均法による原価法

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 3年～41年

機械装置及び運搬具 2年～12年

工具、器具及び備品 5年～15年

(2) 無形固定資産

定額法

なお、ソフトウェア（自社利用分）については、
社内における利用可能期間（5年）に基づく定額
法によっております。

3. 引当金の計上基準

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与に充てるため、支給見込
額に基づき当事業年度に見合う分を計上しておりま
す。

4. 収益及び費用の計上基準

当社の主な収益は、子会社からの経営指導料及び受取配当金となります。経営指導料においては、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実際された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。受取配当金については、配当金の効力発生日をもって認識しております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

(2) 連結納税制度からグループ通算制度への移行

当社は、当事業年度から、連結納税制度からグループ通算制度へ移行しております。これに伴い、法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示については、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日。以下「実務対応報告第42号」という。)に従っております。また、実務対応報告第42号第32項(1)に基づき、実務対応報告第42号の適用に伴う会計方針の変更による影響はないものとみなしております。

(会計方針の変更に関する注記)

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 2021年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。これによる影響はありません。

(会計上の見積りに関する注記)

関係会社株式の評価

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 55,671百万円

関係会社株式評価損 1,788百万円

(2)見積りの内容に関する理解に資するその他の情報

当社の有する関係会社株式は、市場価格のない株式等であり、財政状態の悪化により実質価額が貸借対照表価額に比して著しく低下した場合には、回復可能性の判定を行い、減損処理の要否を決定しております。回復可能性の判定については、子会社等の事業計画に基づき総合的に判断しております。

以上の方針に従い、関係会社株式を評価した結果、当事業年度に㈱プレミアム・プラットフォーム・ジャパン株式会社について減損処理を行い、1,788百万円の関係会社株式評価損を計上しております。

事業計画の達成可能性は将来の不確実な経済条件の変動などの影響を受ける可能性があり、事業計画に基づく業績回復が予定通りに進まないことが判明した場合、翌事業年度の計算書類において、減損の計上が必要となる可能性があります。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額	13,660百万円
2. 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
(1)短期金銭債権	1,738百万円
(2)長期金銭債権	525百万円
(3)短期金銭債務	34,525百万円
(4)長期金銭債務	1,973百万円

(損益計算書に関する注記)

関係会社との間の取引高

営業取引	
営業収益	14,947百万円
営業費用	580百万円
営業取引以外の取引高	190百万円

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末における自己株式の種類及び株式数

普通株式	292,770株
------	----------

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
繰越欠損金	1,866百万円
未払事業税	21百万円
未払事業所税	3百万円
関係会社株式	356百万円
資産除去債務	172百万円
投資有価証券評価損	502百万円
その他有価証券評価差額金	63百万円
その他	2百万円
繰延税金資産小計	<u>2,988百万円</u>
評価性引当額	<u>△2,968百万円</u>
繰延税金資産合計	19百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内訳

法定実効税率	30.6%
(調整)	
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.4%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△92.1%
住民税均等割	0.1%
評価性引当額の増減	25.3%
その他	1.4%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>△34.1%</u>

3. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「5. (2)連結納税制度からグループ通算制度への移行」に記載のとおりであります。

(収益認識に関する注記)

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(関連当事者との取引に関する注記)

子会社及び関連会社等

属性	会社等の名称	所在地	資本金又は出資金 (百万円)	事業の内容	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱テレビ東京	東京都港区	8,910	地上波放送番組の制作・放送・広告枠の販売	所有 直接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の兼任 本社屋等の賃貸	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1 賃貸料 (注) 2 敷金の預り (注) 3	1,268 3,983 -	預り金 売掛金 前受金 その他固定負債	10,161 250 117 1,400
子会社	㈱BSテレビ東京	東京都港区	6,700	B S 放送番組の制作・放送・広告枠の販売	所有 直接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の派遣	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1	302	預り金	15,795
子会社	㈱テレビ東京コミュニケーションズ	東京都港区	70	放送コンテンツ等の権利獲得処理、及びインターネット等への配信	所有 直接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の派遣	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1	58	預り金	1,254
子会社	㈱テレビ東京メディアネット	東京都港区	20	放送番組、パッケージソフトの販売	所有 間接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の派遣	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1	436	預り金	1,986
子会社	㈱テレビ東京グイレフト	東京都港区	20	通信販売事業・広告代理業	所有 間接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の派遣	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1	△1,296	預り金	-
子会社	㈱イー・ティー・エックス	東京都港区	100	アニメーションの放送業務、アニメーション番組の企画・制作・著作権取得	所有 間接 100.0%	経営指導 キャッシュ・マネジメント・システムによる資金の一括管理 役員の派遣	キャッシュ・マネジメント・システムによる預り(純額) (注) 1	△1,656	預り金	2,411

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) 1. 預け金及び預り金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
 2. 賃貸料については、近隣オフィスの賃貸相場を勘案し、決定しております。
 3. 敷金については、近隣オフィスの賃貸相場を勘案し、決定しております。

(1 株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産	2,642円05銭
2. 1株当たり当期純利益	128円34銭

(重要な後発事象)

当社は、2023年2月22日の取締役会において、子会社である(株)テレビ東京に対して、テレビ東京グループの所有する放送設備の一本化によるさらなる経営効率化のため、固定資産の一部（帳簿価額合計7,813百万円）を譲渡することを決議し、同年3月31日付で本譲渡に関する覚書を締結し、同年4月1日付で譲渡を実行しました。

なお、本取引による翌事業年度の業績に対する重要な影響はございません。

(注) 記載金額は、単位未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 テレビ東京ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社テレビ東京ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社テレビ東京ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査人の監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月8日

株式会社 テレビ東京ホールディングス
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	丸地 肖幸
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	原 康二

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社テレビ東京ホールディングスの2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書

監 査 報 告 書

当監査役会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第13期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の結果、監査役全員の一致した意見として本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当該事業年度の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査規程に準拠し、当該事業年度の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、監査役会が定めた内部統制システム監査実施基準に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。なお、財務報告に係る内部統制については、本監査報告書の作成時点において有効である旨の報告を取締役等及び有限責任監査法人トーマツから受けております。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月9日

株式会社テレビ東京ホールディングス 監査役会

監査役(常勤監査役) 小田原明子[Ⓔ]

監査役(社外監査役) 村上 一 則[Ⓔ]

監査役(社外監査役) 加賀見俊夫[Ⓔ]

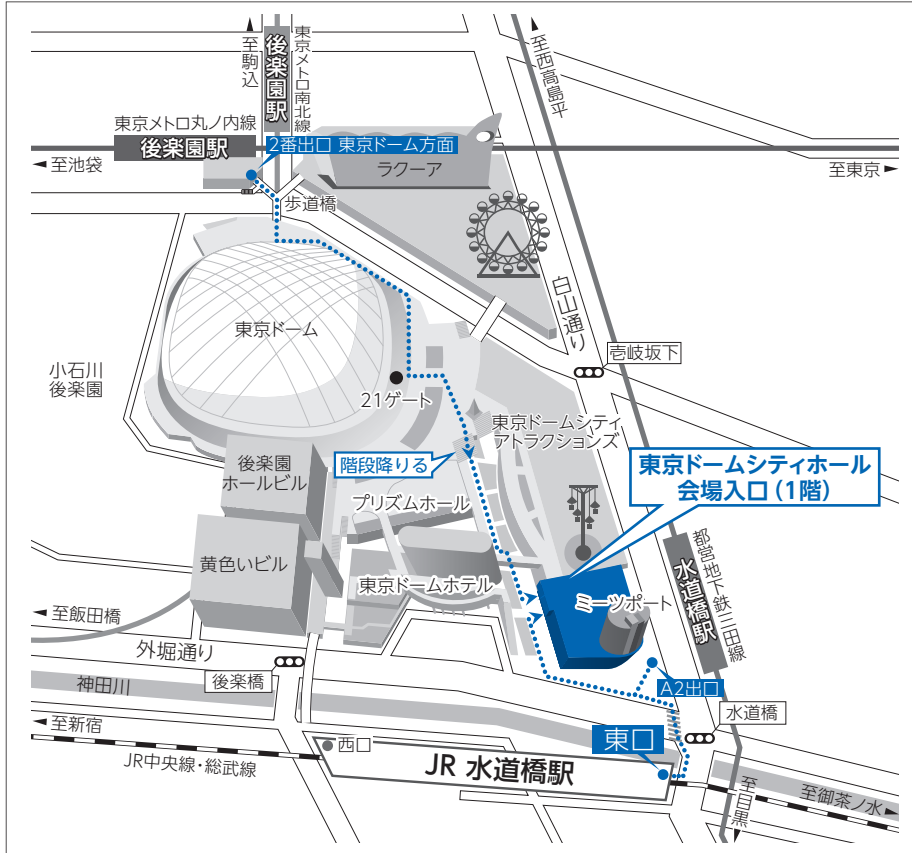
監査役(社外監査役) 尾崎道明[Ⓔ]

以上

株主総会のご案内

日時 2023年6月15日（木曜日）午前10時（受付開始午前9時）
場所 東京都文京区後楽一丁目3番61号 東京ドームシティホール

J R 水道橋駅	東口	徒歩 2分
東京メトロ丸ノ内線・南北線 後楽園駅	2番出口	徒歩 8分
都営地下鉄三田線 水道橋駅	A2出口	徒歩 1分



- ◎当日は会場周辺道路・駐車場の混雑が予想されますので、お車でのご来場はご遠慮願います。
- ◎受付開始時刻は午前9時の予定です。午前10時の開会間際は混雑いたしますので、お早めにお越しください。
- ◎株主様ではない代理人及び同伴の方など、株主様以外の方は総会にご出席いただけません。（お身体の不自由な株主様の同伴の方を除きます）
- ◎クールビズ期間のため当社の出席者、係員も軽装とさせていただきますので、ご了解いただけますようお願い申し上げます。



見やすく読みまちがえ
にくいユニバーサルデ
ザインフォントを採用
しています。

